

令和 2 年 9 月 甲良町議会定例会会議録

令和 2 年 9 月 4 日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について |
| 第 4 | 報告第 6 号 | 令和元年度甲良町財政健全化判断比率の報告について |
| 第 5 | 報告第 7 号 | 令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について |
| 第 6 | 報告第 8 号 | 令和元年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第 7 | 認定第 2 号 | 令和元年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認定第 3 号 | 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認定第 4 号 | 令和元年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第 5 号 | 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第 6 号 | 令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第12 | 認定第 7 号 | 令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第13 | 認定第 8 号 | 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第14 | 議案第 9 号 | 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第15 | 認定第10号 | 令和元年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第16 | 認定第11号 | 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について |
| 第17 | 議案第42号 | 甲良町住宅新築資金等貸付事業減債基金条例を廃止する条例 |
| 第18 | 議案第43号 | 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 第19 | 議案第44号 | 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第20 | 議案第45号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |
| 第21 | 議案第46号 | 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第5号） |
| 第22 | 議案第47号 | 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第23 | 議案第48号 | 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第24 | 議案第49号 | 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第25 | 議案第50号 | 契約の締結につき議決を求めることについて（甲良中学校便所改修工事） |
| 第26 | 議案第51号 | 契約の締結につき議決を求めることについて（甲良東小学校エレベーター設置工事） |
| 第27 | 議案第52号 | 契約の締結につき議決を求めることについて（小中学校児童生徒用タブレット購入） |
| 第28 | 議案第53号 | 訴えの提起につき議決を求めることについて（追認） |
| 第29 | 議案第54号 | 訴えの提起につき議決を求めることについて（追認） |
| 第30 | 同意第16号 | 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて |
| 第31 | 同意第17号 | 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第32 | 同意第18号 | 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて |
| 第33 | 請願第4号 | 甲良町教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願 |
| 第34 | 意見書第1号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案） |
| 第35 | | 一般質問 |

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修
9 番	建 部 孝 夫	11 番	西 澤 伸 明
12 番	阪 東 佐智男		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長 野 瀬 喜久男
 総務課長 中 川 雅 博
 会計管理者 宮 川 哲 郎
 税 務 課 長 大 野 けい子
 企画監理課長 北 坂 仁
 住 民 課 長 小 林 千 春
 保健福祉課長 中 村 康 之
 産 業 課 長 西 村 克 英

教 育 長 松 田 嘉 一
 教 育 次 長 福 原 猛
 学校教育課長 藤 村 善 信
 建設水道課長 村 岸 勉
 人 権 課 長 丸 澤 俊 之
 建設水道課参事 丸 山 正
 呉竹地域総合センター館長 大 野 矢寿代
 総務課主幹 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 白波瀬 愛

(午前 9時10分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和2年9月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 野瀬議員、6番 宮寄議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和2年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、9月2日の第6回甲良町議会臨時会におきましては、誠に急な招集にもかかわらず、再議に付した議案につきまして、適切に議決を賜りましたことについて、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案説明の前に、2点の行政報告をさせていただきます。

まず、1点目は、彦根愛知犬上広域行政組合の新しいごみ処理施設の設置に関する状況について報告申し上げます。ご承知のとおり、候補地が再公募された上、審査の上、彦根市、西清崎町に建設候補地が決定をされ、その後、候補地の地歴調査業務、地形測量業務、地質調査業務、施設整備・造成等基本設計業務、環境影響評価業務が順次委託、発注をされているところであります。施設整備・造成等基本業務については令和3年9月末日まで、環境影響評価業務については令和5年9月末日まで継続して業務が進められていきます。

また、彦根愛知犬上新ごみ処理施設整備連絡協議会設置の事務局案が示され、学識経験者、建設候補地の住民代表者、建設候補地周辺地域の住民代表

者、彦根市内で環境保全に取り組む環境団体関係者、彦根市の関係行政職員で委員が構成された上で協議が進められますが、現時点では準備の段階であります。

次に、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の状況について報告をいたします。

令和元年度までに検討がなされてきました近江鉄道線全線を存続するとして、滋賀県、沿線市町、近江鉄道、公共交通機関代表者、学識経験者、関係団体などで、31人で構成する法定協議会が設立されました。法定協議会と、県知事と、10市町と、近江鉄道社長で構成する近江鉄道沿線自治体調整会議が断続的に開催をされ、また、7月25日と8月6日の2回に分けて近江鉄道全線のフィールドワークが開催され、現地踏査をいたしました。

現在の状況は、沿線地域の公共交通の課題や各種データ分析をしながら、本題については、地域公共交通計画、鉄道事業再生構築実施計画を、本年度は検討年として、令和3年度から令和5年度の3カ年を運営改善期間として、令和6年度に上下分離方式をスタートさせるスケジュールが調整中であります。また、上下分離方式とは、近江鉄道を運行会社として、主に鉄道施設、車両の保守管理業務を行い、沿線10市町が第三者事業者として仮称鉄道管理機構を設立する方式で、鉄道の再生方式は、他地域においても、国の補助率が高いこの方式が採用されているのがほとんどであります。いわゆる近江鉄道は車両を運行し、沿線市町が鉄道軌道敷を保有する方式を上下分離方式といいます。

今後、沿線市町、滋賀県の費用負担についての算定根拠づくりの協議が始まっていく予定であります。他の市町は、議会に状況報告はされる予定はありませんが、現時点の状況報告をさせていただき、今後は、沿線市町と足並みをそろえながら、町議会へ資料提示しながら、状況報告と協議をさせていただきたいと考えております。

それでは、提案説明をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第5号は、滞納公営住宅家賃に関する和解についての報告であります。

報告第6号から第8号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告であります。令和元年度の状況として、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため、比率は算出されていません。実質公債費比率につきましては11.3%となり、前年より0.5ポイントよくなりました。将来負担比率につきましては3.8%でありました。公営企業会計における資金不足比率は、下水道事業会計におきまして44.1%と、基準に比べ数値がオーバーしていますが、特別会計から企

業会計に移行したため、未収金が影響した過渡的比率であります。水道事業におきましては資金不足を生じておりませんので、比率は算出されていません。引き続き、各会計とも財政の健全維持に向けて努力する所存であります。

認定第2号から認定第10号は、令和元年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が30億5,171万6,000円で、対前年1億6,538万8,000円減少。歳出総額が36億5,754万8,000円で、対前年4,652万5,000円減少となっております。歳入の減額理由として、大きくは、地方創生関係交付金や社会資本整備交付金など、国庫支出金の減、繰入金の減によるものでございます。

次に、地方債現在高につきましては、順調に償還を行い、対前年1億9,512万4,000円減の22億9,362万4,000円となりました。よって、地方債現在高比率につきましても、対前年6.2ポイント減少し、99.8%になりました。

また、積立金現在高につきましては、対前年4,592万3,000円の8億2,878万円となりました。

今後、財政運営につきましては、徴収対策について個別に取り組むとともに、脆弱体質を見据えて、事業仕分や事業縮減に取り組み、財政健全化につなげたいと考えております。

認定第11号は、県民に対する災害見舞金を給付する市町村交通災害事業が令和元年度をもって事業終了したことから、構成団体の本町において、令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定についてをお願いするものであります。

議案第42号は、甲良町住宅新築資金等貸付事業減債基金条例を廃止する条例で、甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計が持つ全ての資金と債権は一般会計へ移管するものであります。

議案第43号は、甲良町特別会計条例の一部を改正する条例で、甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計と甲良町土地取得事業特別会計を廃止する一部改正であります。

議案第44号は、甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例で、青少年育成の観点から、甲良町スポーツ少年団が利用する場合の照明代については減免適用であり、所要の改正を行うものであります。

議案第45号は、甲良町税条例の一部を改正する条例で、地方税法の一部を改正する法律が施行され、そのことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案第４６号は、令和２年度一般会計補正予算（第５号）で、２億４０万８，０００円を追加いたし、補正後の予算総額を５１億７，３５１万２，０００円とするものであります。主な補正項目といたしましては、歳入では普通交付税４，９８２万６，０００円、地方創生臨時交付金３，６８９万３，０００円、財政調整基金繰入金１，１２６万７，０００円、前年度繰越金７，３２９万円を増額いたし、歳出では、総務管理費で地方創生特別補助金３，９００万円、交通安全施設整備費７５０万５，０００円、社会福祉費で、介護保険会計繰出金３，２０３万３，０００円、清掃費で、粗大ごみ収集委託１，０３２万６，０００円、農業費で、農業整備費６６０万円、商工費で、誘客多角化事業委託２，０００万円、道路橋梁費で、除雪委託５３８万９，０００円などを予算追加しております。

議案第４７号は、令和２年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）で、４，１５０万円を追加いたし、総額を９億７，５８７万２，０００円とするものであります。主な内容といたしましては、前年度繰越金を歳入計上し、支出では、基金積立てを増額するものであります。

議案第４８号は、令和２年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）で、４，４８５万７，０００円を追加いたし、総額を９億１，６７７万５，０００円とするものであります。主な内容といたしましては、一般会計繰入金と前年度繰越金を増額いたし、補助金返還等の財源に充てるものであります。

議案第４９号は、令和２年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）で、６３万４，０００円を追加し、総額を８，１１９万６，０００円とするものであります。主な内容といたしましては、繰越金、広域連合負担金であります。

議案第５０号は、契約の締結につき議決を求めることについて、甲良中学校便所改修工事で、契約金額は６，１８２万円であります。

議案第５１号は、契約の締結につき議決を求めることについてで、甲良東小学校エレベーター設置工事で、契約の金額は６，２４８万円であります。

議案第５２号は、契約の締結につき議決を求めることについてで、小中学校児童生徒用タブレット購入で、契約の金額は２，２５０万円であります。

議案第５３号、５４号は、訴えの提起につき議決を求めることについて（追認）で、５月臨時会で報告をいたした訴えの提起につき追認の議決をお願いするものであります。

議案第１６号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

同意第１７号、１８号は、甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求

めるものであります。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**阪東議長** 次に、日程第3 報告第5号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

人権課長。

○**丸澤人権課長** 報告に先立ちまして、本日差し替えをさせていただきました。

こちらは、差し替え前の文章は、本文の……。ごめんなさい、報告第5号の1枚、おめくりください。専第8号 専決処分書について訂正をいたしました。

本文2行目、訂正前は「訴えの提起」となっておりますが、本来は和解に関することでしたので、正しく「和解することについて」に訂正いたしました。すいませんでした。

では、報告に入ります。

報告第5号 専決処分の報告について。

公営住宅家賃請求和解申立事件に関し、和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月4日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1枚おめくりください。

専第8号 専決処分書。

公営住宅家賃請求に関する訴え提起前の和解。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解することについて専決処分する。

令和2年8月21日。

甲良町長 野瀬喜久男。

和解内容の詳細については、実際のもので説明いたしますので、1枚おめくりください。

和解条項1、未払い家賃等の額。

申立人が平成3年9月14日付で行った使用許可に基づく別紙、物件目録記載の建物使用に係る家賃につき、相手方は申立人に対し、令和2年8月20日時点において、未払い家賃元金125万9,000円および当該未払い家賃元金に対する遅延損害金99万4,260円を支払う義務があることを認める。

2、未払い家賃等の支払い方法。

前項の金員について、相手方は申立人に対し、次のとおり分割して支払う。

①令和2年9月から令和6年12月まで毎月末日限り2万4,000円ずつ、合計52回。

②令和7年1月末日限り1万1,000円（最終回）。

③第1項の金員から上記①および②記載の金員を除いた金員の支払い方法については、上記②記載の最終回分の支払い後に申立人と相手方が別途協議を行う。

3、家賃の支払い。

相手方は申立人に対し、前項のとおりに未払い家賃を分割して支払うほか、本件使用許可に基づき、毎月末日限り、当月分の家賃8,000円を支払う。

4、明渡し請求の取消し。

申立人は、相手方に対し、本件建物を引き続き使用することを認める。

5、期限の利益損失。

相手方が第2項記載の分割金の支払いを1回でも怠ったときは、相手方は当然に期限の利益を失い、申立人に対して、第1項の金員から既支払金を控除した残額を直ちに支払う。

6、分割金未払いによる使用許可取消し。

相手方が第2項記載の分割金の支払いを1回でも怠ったときは、申立人は相手方に対して催告することなく、本件使用許可を取り消すことができる。

7、家賃未払いによる使用許可取消し。

相手方が第3項記載の金員の支払いを怠り、その額が2万4,000円に達したときは、申立人は相手方に対して催告することなく、本件使用許可を取り消すことができる。

8、使用許可取消し。

裏面をご覧ください。

第6項または第7項に基づき、申立人が本件使用許可を取り消した場合、相手方は申立人に対し、本件建物を明け渡す。

9、残置物の所有権放棄。

前項の場合、相手方は本件建物の明渡し後、本件建物内に残置した一切の動産類の所有権を放棄し、申立人がいかように処分しようとも異議を述べない。また、残置動産類の撤去に要する費用は、相手方の負担とする。

10、使用損害金の支払い。

本件使用許可を取り消された日から本件建物の明渡し済みまで、相手方は申立人に対し、1カ月当たり金10万円を支払う。

11、清算条項。

申立人と相手方は、第1項の金員に関し、本和解条項に定めるほか、申立

人と相手方の間には何らの債務、債権のないことを相互に確認する。

12、和解費用。

和解費用は各自の負担とする。

以上でございます。

○**阪東議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 報告第6号から日程第6 報告第8号までを一括議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 報告第6号です。令和元年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてということで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告いたします。

次のページをお願いいたします。

まず、①ですが、実質赤字比率。早期健全化基準は15%であります、該当はありません。②の連結実質赤字比率、基準が20%ですが、該当はありません。③の実質公債費比率であります、基準が25%であります、甲良町は11.3%であります。④で、将来負担比率であります、基準が350%であります、甲良町においては3.8%であります。

以上、報告であります。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 報告第7号 令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業特別会計資金不足比率を報告するものであります。

裏面の方をお願いいたします。

資金不足比率につきまして、令和元年度44.1%、基準におきましては20%。この原因につきましては、企業会計に移行したことに伴うものでございます。

続きまして、報告第8号 令和元年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

令和元年度資金不足比率については、水道事業につきましてはございませんでした。どうかよろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の木村議員から令和元年度甲良町財政健全化比率、同じ

く下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、朗読をもって報告に代えさせていただきたいと思えます。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安德 同 木村修。

令和元年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、令和元年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見。審査に付された下記健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

裏面をお願いします。

2、個別意見。

①実質赤字比率について。令和元年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について。令和元年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。

③実質公債費比率について。令和元年度の実質公債費比率は11.3%となっており、前年度に比べて0.5ポイント低くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り、良好である。

④将来負担比率について。前年度においては算出されなかったが、令和元年度の将来負担比率は3.8%となった。早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り、良好である。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和元年度甲良町下水道事業特別会計の経営健全化について、判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか

を主眼として実施した。

審査の結果、総合意見。審査に付された下記資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記、資金不足比率 44.1%。健全化基準 20%。

個別意見。

資金不足比率について。前年度において、資金不足比率は算出されなかったが、令和元年度は 44.1%となっている。それは、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴うものである。

3、是正改善を要する事項。

経営健全化基準内におさまるよう努められたい。

次に、甲良町水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和元年度甲良町水道事業会計の経営健全化について、判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見。審査に付された下記、資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名、資金不足比率。令和元年度はありません。

2、個別意見。

資金不足比率について。資金不足は生じていないため、資金不足比率は算出されない。

3、是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○**阪東議長** ありがとうございます。以上で報告を終わります。

次に、日程第7 認定2号から日程第10 認定第10号までの9議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

○**橋本事務局長** 認定第2号 令和元年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第４号 令和元年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第５号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第６号 令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第７号 令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第８号 令和元年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第９号 令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第１０号 令和元年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

令和２年９月４日。

甲良町長。

○**阪東議長** 認定第２号から認定第９号までは会計管理者、認定第１０号は建設水道課長において、順次説明を求めます。

会計管理者。

○**宮川会計管理者** おはようございます。

それでは、私の方から、認定第２号から第９号 令和元年度甲良町一般会計および特別会計の決算書について報告いたします。

まずは、一般会計決算書を２枚おめくりください。

タイトルが令和元年度甲良町一般会計決算書となっております。このページから始めさせていただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算額４４億２，７７２万３，０００円、歳入決算額３８億５，０６８万７，７７３円、歳出決算額３６億５，６８０万８，７５８円、歳入歳出差引残額１億９，３８７万９，０１５円、うち翌年度繰越財源７，３８２万１，０００円、実質収支１億２，００５万８，０１５円。

次のページをお開きください。

続きまして、歳入を読み上げさせていただきますが、款ごとの収入済額、不納欠損額、収入未済額のみ読み上げ、ゼロ円の読み上げは省略いたします。

１款 町税、収入済額８億６，５４２万７，７０６円、不納欠損額４７４万７，８９８円、収入未済額２，６９６万５，０２７円、２款 地方譲与税３，４６７万３円、３款 利子割交付金７２万７，０００円、４款 配当

割交付金 3 2 1 万 6, 0 0 0 円、5 款 株式等譲渡所得割交付金 2 2 0 万 8, 0 0 0 円、6 款 地方消費税交付金 1 億 1, 8 1 2 万 8, 0 0 0 円、7 款 自動車取得税交付金 7 9 5 万 4, 8 1 0 円、8 款 環境性能割交付金 2 0 0 万 6, 0 0 0 円。

3 ページをお開きください。

9 款 地方特例交付金 2, 4 2 9 万円、1 0 款 地方交付税 1 6 億 5 4 3 万 1, 0 0 0 円、1 1 款 交通安全対策特別交付金 9 2 万 1, 0 0 0 円、1 2 款 分担金及び負担金 2, 2 6 0 万 9, 2 6 0 円、3 9 3 万 4, 8 1 0 円、1 3 款 使用料及び手数料 2, 0 7 4 万 1, 5 8 0 円、2, 3 9 1 万 7, 8 0 0 円、1 4 款 国庫支出金 2 億 4, 9 5 1 万 3, 6 0 7 円、3, 5 8 8 万 5, 0 0 0 円、1 5 款 県支出金 2 億 2, 3 8 7 万 1, 7 4 7 円、1, 1 7 5 万円、1 6 款 財産収入 2, 3 0 1 万 7 2 3 円、3 6 万円。

5 ページをお開きください。

1 7 款 給付金 4, 5 5 6 万 3, 9 6 5 円、1 8 款 繰入金 1, 6 4 0 万 6, 8 6 8 円、1 9 款 繰越金 3 億 1, 3 0 2 万 9, 7 4 0 円、2 0 款 諸収入 1 億 3 3 6 万 6, 7 6 4 円、2 1 万 7, 7 0 0 円、3 3 2 万 8, 6 1 6 円、2 1 款 町債 1 億 6, 7 5 9 万 4, 0 0 0 円、1 億 1, 0 4 0 万円。歳入合計 3 8 億 5, 0 6 8 万 7, 7 7 3 円、4 9 6 万 5, 5 9 8 円、2 億 1, 6 5 4 万 1, 2 5 3 円です。

7 ページをお開きください。

歳出でございます。歳入と同様に、款ごとに支出済額、翌年度繰越額のみを読み上げさせていただきます。

1 款 議会費、支出済額 6, 1 5 8 万 6 0 6 円、2 款 総務費 6 億 5, 3 3 2 万 3, 4 5 6 円、翌年度繰越額 2, 8 1 4 万 9, 0 0 0 円、3 款 民生費 1 1 億 2 1 4 万 2, 6 7 7 円、4 款 衛生費 2 億 6, 0 5 3 万 7, 9 3 3 円、5 款 労働費 1 5 1 万 2, 6 0 0 円、6 款 農林水産業費 9, 1 9 4 万 8, 7 7 8 円、1, 0 0 0 万円、7 款 商工費 2, 6 3 2 万 5, 1 4 6 円。

9 ページをお開きください。

8 款 土木費 3 億 9, 9 2 3 万 4, 9 0 6 円、7 0 0 万円、9 款 消防費 1 億 4, 2 2 8 万 6, 7 0 4 円、1, 1 6 9 万 3, 0 0 0 円、1 0 款 教育費 5 億 3, 7 1 3 万 3, 1 7 8 円、1 億 7, 5 0 1 万 4, 0 0 0 円、1 1 款 災害復旧費はありません。1 2 款 公債費 3 億 8, 0 4 0 万 7, 3 6 9 円、1 3 款 諸支出金 3 7 万 5, 4 0 5 円、1 4 款 予備費はありません。

1 1 ページをお開きください。

歳出合計 3 6 億 5, 6 8 0 万 8, 7 5 8 円、2 億 3, 1 8 5 万 6, 0 0 0 円でございます。

続きまして、特別会計に移らせていただきますので、別冊をご用意ください。別冊の決算書となります。2枚おめくりください。

こちらより認定第3号から第9号までを報告いたします。会計ごとに表紙の色が違いますので、その色を参考にしてページをお開きください。読み上げは一般会計同様とさせていただきます。

まずは、令和元年度甲良町国民健康保険特別会計決算書。

歳入歳出予算額9億4,654万6,000円、歳入決算額8億9,703万5,747円、歳出決算額8億4,605万2,539円、歳入歳出差引残額5,098万3,208円、実質収支5,098万3,208円。

1ページをお開きください。

歳入。1款 国民健康保険税、収入済額1億4,578万9,075円、不納欠損額330万5,130円、収入未済額1,870万8,059円、2款 使用料及び手数料7万9,999円、3款 国庫支出金34万6,000円、4款 県支出金6億1,843万3,927円、5款 財産収入1万8,683円、6款 繰入金8,427万6,811円、7款 繰越金3,928万5,830円、8款 諸収入880万5,422円、9款 町債はございません。

3ページをお開きください。

歳入合計8億9,703万5,747円、330万5,130円、1,870万8,059円です。

続きまして、5ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額3,123万9,399円、2款 保険給付費6億82万7,544円、3款 国民健康保険事業費納付金1億8,856万7,631円、4款 共同事業拠出金130円、5款 財政安定化基金拠出金はありません。6款 保健事業費1,105万7,069円、7款 基金積立金1万8,683円。

7ページをお開きください。

8款 公債費600万円、9款 諸支出金834万2,083円、10款 予備費はございません。歳出合計8億4,605万2,539円でございます。

続きまして、水色の表紙、下水道事業特別会計に移らせていただきます。

令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算書です。

歳入歳出予算額4億9,395万3,000円、歳入決算額2億7,999万7,113円、歳出決算額4億6,576万4,395円、歳入歳出差引残額マイナス1億8,576万7,282円、実質収支マイナス1億8,576万7,282円です。

1 ページをお開きください。

歳入です。1 款 分担金及び負担金、収入済額 1 1 4 万 8 0 0 円、収入未済額 5 万 1, 0 0 0 円、2 款 使用料及び手数料 8, 8 4 9 万 4, 7 2 0 円、不納欠損額 8 万 2, 0 6 0 円、8 3 5 万 1 0 0 円、3 款 国庫支出金 6 8 0 万 5, 0 0 0 円、4 款 財産収入はございません。5 款 繰入金 1 億 6, 6 5 0 万円、5, 0 6 1 万 8, 0 0 0 円、6 款 繰越金 8 万 9, 1 7 3 円、7 款 諸収入 6 万 7, 4 2 0 円、8 款 町債 1, 6 9 0 万円、1 億 4, 6 7 0 万円。歳入合計 2 億 7, 9 9 9 万 7, 1 1 3 円、8 万 2, 0 6 0 円、2 億 5 7 1 万 9, 1 0 0 円。

3 ページをお開きください。

歳出です。1 款 総務費、支出済額 5, 1 8 5 万 9, 8 2 4 円、2 款 下水道事業費 5, 8 0 6 万 2, 5 0 9 円、3 款 公債費 3 億 5, 5 8 4 万 2, 0 6 2 円、4 款 予備費はございません。歳出合計 4 億 6, 5 7 6 万 4, 3 9 5 円、歳入歳出差引残額マイナス 1 億 8, 5 7 6 万 7, 2 8 2 円につきましては、下水道事業については、令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法が適用されたことにより、同法の規定による下水道事業会計へ引き継ぎました。

それでは、続きまして、ピンク色の表紙、住宅新築資金等貸付事業特別会計に移らせていただきます。

令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 6, 5 7 7 万 2, 0 0 0 円、歳入決算額 1, 8 2 6 万 2, 8 4 8 円、歳出決算額 1, 8 2 5 万 9, 0 1 3 円、歳入歳出差引残額 3, 8 3 5 円、実質収支 3, 8 3 5 円。

1 ページをお開きください。

歳入でございます。1 款 県支出金、収入済額 5 1 万 3, 0 0 0 円、2 款 繰入金 8 6 9 万 4, 0 0 0 円、3 款 繰越金 2 5 2 円、4 款 諸収入 9 0 5 万 5, 5 9 6 円、収入未済額 1 億 3, 4 3 0 万 7, 4 5 6 円。歳入合計 1, 8 2 6 万 2, 8 4 8 円、1 億 3, 4 3 0 万 7, 4 5 6 円。

3 ページをお開きください。

歳出でございます。1 款 総務費、支出済額 9 4 9 万 8, 2 1 5 円、2 款 公債費 3 7 万 9, 6 8 8 円、3 款 諸支出金 8 3 8 万 1, 1 1 0 円、4 款 予備費はございません。歳出合計 1, 8 2 5 万 9, 0 1 3 円。

続きまして、緑色の表紙、土地取得造成事業特別会計に移らせていただきます。今のところから 4 枚おめくりください。

令和元年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 1 0 0 万 2, 0 0 0 円、歳入決算額 8 9 7 円、歳出決算額

ゼロ円、歳入歳出差引残額 8 9 7 円、実質収支 8 9 7 円。

1 ページをお開きください。

歳入です。1 款 財産収入はございません。2 款 繰越金、収入済額 8 9 7 円。歳入合計 8 9 7 円。

3 ページをお開きください。

歳出。1 款 公共事業用地取得事業費、2 款 諸支出金、3 款 予備費と
もにございません。よって、歳出合計ゼロ円でございます。

続きまして、薄黄色の墓地公園事業特別会計に移らせていただきますの
で、3 枚おめくりください。

令和元年度甲良町墓地公園事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 1 4 8 万 2, 0 0 0 円、歳入決算額 5 3 万 1, 9 0 2 円、
歳出決算額 2 4 万 8, 4 5 6 円、歳入歳出差引残額 2 8 万 3, 4 4 6 円、実
質収支 2 8 万 3, 4 4 6 円。

1 ページをお開きください。

歳入。1 款 繰越金、収入済額 7 7 5 円、2 款 使用料及び手数料 5 3 万
円、3 款 諸収入 1, 0 0 0 円、4 款 財産収入 1 2 7 円、5 款 繰入金は
ございません。歳入合計 5 3 万 1, 9 0 2 円です。

3 ページをお開きください。

歳出。1 款 墓地公園管理費、支出済額 2 4 万 8, 4 5 6 円、2 款 諸支
出金及び3 款 予備費はございません。歳出合計 2 4 万 8, 4 5 6 円でご
ざいます。

続きまして、薄ピンク色の介護保険事業特別会計に移らせていただきます
ので、3 枚おめくりください。

令和元年度甲良町介護保険事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額 9 億 5, 8 3 3 万円、歳入決算額 9 億 2 7 5 万 4 1 1 円、
歳出決算額 8 億 9, 0 4 3 万 1, 5 6 4 円、歳入歳出差引残額 1, 2 3 1
万 8, 8 4 7 円、実質収支 1, 2 3 1 万 8, 8 4 7 円。

1 ページをお開きください。

歳入。1 款 保険料、収入済額 1 億 7, 9 7 7 万 9, 3 8 0 円、不納欠損
額 7 6 万 7 0 0 円、収入未済額 1 7 2 万 7, 1 0 0 円、2 款 使用料及び手
数料 2 万 1 0 0 円、3 款 国庫支出金 2 億 1, 1 2 4 万 8, 2 5 5 円、4 款
支払基金交付金 2 億 1, 9 7 3 万 9, 2 7 3 円、5 款 県支出金 1
億 2, 9 1 6 万 5, 2 0 2 円、6 款 財産収入はございません。7 款 繰入
金 1 億 1, 1 5 0 万円、8 款 繰越金 5, 1 2 8 万 6, 6 0 2 円、9 款 諸
収入 1 万 1, 5 9 9 円。

3 ページをお開きください。

10款 町債はございません。歳入合計9億275万411円、76万700円、172万7,100円でございます。

5ページをお開きください。

歳出。1款 総務費、支出済額3,219万9,622円、2款 保険給付費8億29万9,325円、3款 地域支援事業費1,677万2,696円、4款 基金積立金2,021万8,000円、5款 公債費はありません。6款 諸支出金2,094万1,921円。

7ページをお開きください。

7款 予備費はございません。歳出合計8億9,043万1,564円でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計に移らせていただきますので、黄色の表紙のところまでお飛びください。

令和元年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額7,382万2,000円、歳入決算額7,398万445円、歳出決算額7,325万5,974円、歳入歳出差引残額72万4,471円、実質収支72万4,471円。

1ページをお開きください。

歳入。1款 後期高齢者医療保険料、収入済額4,712万4,818円、収入未済額マイナス9万3,347円、2款 使用料及び手数料4,000円、3款 繰入金2,655万7,061円、4款 繰越金29万4,566円、5款 諸収入はございません。歳入合計7,398万445円、マイナス9万3,347円。

3ページをお開きください。

歳出。1款 総務費、支出済額595万3,114円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,707万1,487円、3款 諸支出金23万1,373円、4款 予備費はございません。歳出合計7,325万5,974円。

以上で報告を終わります。

なお、次に、5枚おめくりいただくと、水道事業会計の決算書がございますので、ご準備をお願いします。

以上です。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、認定第10号 令和元年度甲良町水道事業会計決算並びに事業報告について説明申し上げます。

2ページをおめくりください。1ページ目でございます。

甲良町水道事業会計決算報告書。収益的収入および支出でございます。決

算につきましては、決算額のみ説明させていただきます。

収入の部でございます。第1款 水道事業収益といたしましては1億9,390万2,529円でございます。また、支出の部でございます。第1款 水道事業費といたしましては1億6,944万9,027円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入および支出でございます。収入の部といたしまして、第1款 資本的収入はございませんでした。支出につきましては、第1款 資本的支出といたしまして6,846万6,566円でございます。また、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額6,846万6,566円は、当該年度損益勘定保留資金5,157万9,824円、減債積立金1,688万6,742円で補填をいたしました。

続いて、6ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。下から9行目の、経常利益といたしまして、2,445万3,502円でございます。また、下から4行目の当年度純利益といたしましては、同額の2,445万3,502円でございます。前年度繰越利益剰余金につきましては1,229万7,665円でございます。その他未処分利益剰余金変動額につきましては1,688万6,742円でございます。当年度未処分利益剰余金といたしまして、1億4,475万1,167円でございます。前年度繰越利益剰余金のうち1,688万6,742円を処分いたしまして、減債積立金へ積立てをしたものでございます。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、下から9行目の固定資産合計でございます。19億8,615万659円でございます。また、下から2行目の流動資産合計といたしましては3億7,729万8,261円でございます。資産合計といたしまして、23億6,344万8,920円でございます。

10ページをお願いいたします。

負債の部といたしまして、固定負債合計といたしまして、5億6,642万5,263円でございます。また、流動負債合計といたしまして、8,573万373円でございます。繰延収益合計といたしまして、7億8,747万4,310円でございます。負債合計といたしまして、14億3,962万9,946円でございます。

資本の部でございます。資本金合計でございます。2億3,912万2,400円でございます。また、下から3行目の剰余金合計といたしま

しては6億8,469万6,574円でございます。資本合計といたしまして、9億2,381万8,974円でございます。負債資本合計といたしましては、資産合計と同額の23億6,344万8,920円でございます。

また、11ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。議会議決事項につきましては、1件の認定と1議案の提出をさせていただいたところでございます。

それでは、13ページをお願いいたします。

業務といたしまして、年間の有収率といたしましては、令和元年度におきましては85.15%でございました。

続きまして、15ページをお願いいたします。

事業収入に関する件でございます。表、一番下の供給単価1立方当たりにつきまして、令和元年度末につきましては167.0円でございました。また、事業費用に関する事項でございます。一番下の表の方で、給水原価1立方メートル当たり146.9円でございました。収益的収支比率につきましては115.5%でございました。

17ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金でございます。企業債におきましては、前年度末残高につきましては7億495万1,088円でございました。年度間の償還額につきましては6,846万6,566円でございます。一時借入金についてはございませんでした。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

○村岸建設水道課長 失礼しました。訂正をさせていただきます。

前年度繰越利益剰余金1億2,029万7,665円でございました。訂正の方、よろしくお願いいたします。

○阪東議長 質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から令和元年度甲良町会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安德 同 木村修。

令和元年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

審査の概要。期日は令和2年8月4日、5日、11日に行いました。場所

は甲良町役場の2階、議員控室でございます。

審査の対象。1、甲良町一般会計から9、甲良町水道事業会計までの9会計で、その決算は次のとおりである。

一般会計。歳入決算額は38億5,068万8,000円、歳出決算額は36億5,680万9,000円で、差引き1億9,387万9,000円となり、このうち令和2年度へ繰り越した事業に要する財源7,382万1,000円を差し引くと、実質残額は1億2,005万8,000円の黒字で、翌年度へ繰り越した。

歳入。歳入決算額は38億5,068万8,000円で、前年度と比べて1億6,530万5,000円の減となっているが、主には、繰入金、地方債の減および町税、各種交付金、財産収入、寄附金の増などによるものである。歳入決算における自主財源構成比は36.2%と、前年度に比べて0.1ポイント高くなった。町税の増などにより、自主財源の構成比はやや高くなったが、同級他団体に比べ低い状態が続いており、今後はさらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

滞納額の主な状況を見ると、1、町税は不納欠損処分474万8,000円をした結果、2,716万9,000円で、681万5,000円の減。2、保育園保育料等は400万円で、15万8,000円の減。3、幼稚園使用料等は23万9,000円で、2,000円の減。4、住宅使用料は2,361万4,000円で、5万7,000円の減。不動産売払収入は36万円で、12万円の減。学校給食費は280万3,000円で、7万6,000円の増でございます。幼稚園給食費は14万2,000円で、2万2,000円の減。児童クラブ利用料は38万3,000円で、11万9,000円の減。令和元年度滞納額の合計額は5,871万円となり、前年度と比べて778万7,000円減少しているが、不納欠損額も496万6,000円あり、依然として滞納額が大きな状況となっている。

平成30年度に定められた未納者に対する取組状況および不納欠損理由と生活困窮の定義は、町統一の判断基準であり、公平性を保つ上で効果的であり、今後もそれに従い滞納整理を行うとともに、料金などの徴収金についても、恣意性が入らないよう努められたい。また、他会計の債権についても、常に連携を取り、回収に努められたい。

なお、令和元年10月からの3歳児以上の保育料無償化に伴い、それに係る部分については徴収がなくなるが、過年度分の徴収整理や、その他、学校給食費、保育料、児童クラブ利用料等は利用者負担が原則であることから、今後も未納者を出さないよう、積極的かつこまめな徴収事務により一層努力

をされたい。

住宅使用料においては、3カ月以上滞納している入居者に対して、明渡し請求や適切な管理ができていない住宅への指導、明渡し要求の実施、さらに、居住実態がなく、住宅使用料が未納で適切に管理されていない方への債権回収、明渡し要求業務について弁護士委託をするなど、積極的な業務遂行を評価する。今後も引き続き確実な債権回収業務に努められたい。

2、歳出。歳出決算額は36億5,680万9,000円で、前年度と比べて4,615万4,000円の減となっているが、主には、総務費、民生費、商工費の減、教育費、土木費、消防費の増などによるものである。予算額に対する執行率は82.6%であるが、翌年度へ繰り越して事業を執行する繰越明許費繰越額2億3,185万6,000円を控除した執行率は87.2%である。

普通会計ベースにより、地方債現在高は22億9,362万4,000円で、前年より1億9,512万4,000円減少し、地方債残高比率は99.8%と、前年度より6.2ポイントといずれも低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は98.7%で、前年度と比べて5ポイント悪化している。県から算入項目の変更を指摘され、賃金を含めたことが原因であるが、経常収支比率は通常75%以内が妥当であり、町の財政は依然として弾力性に乏しく、硬直化しており、危機的状況にあると言わざるを得ない。今後も生活に身近な分野の重点施策を選定し、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的、効率的な配分やさらなる人件費の削減、不要不急の事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれたい。

3、特別会計・企業会計。

1、国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が8億9,703万6,000円、歳出が8億4,605万3,000円で、差引き5,098万3,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額の330万5,000円を除くと1,873万1,000円となり、前年度より631万円減少している。

国民健康保険制度は、適正な保険給付と公平な税負担が求められている。現年度の収納率は96.3%と前年度より0.6ポイント上回っており、滞納額および不納欠損額も減少している。平成26年度には、県からの広域化等支払基金貸付金3,000万円を借り受け、平成28年度から5年間にわたり、毎年600万円の返済をしており、その残は600万円である。なお、特定健康診査等事業費の委託料の578万6,000円の不用額は、特定健診の結果返しの方法を対面方式から郵送方式に変えるなど、改善した結果で

ある。

平成30年度から、広域化に伴い、県が国保の財政運営の責任主体であることから、急激な医療費増加に伴う財政危機のリスクは回避できるが、公平な医療を受けるための必要な負担であることを被保険者に十分周知するとともに、税務課においては、納期内納税者に不公平とならないよう的確な賦課徴収を行い、住民課においては、給付担当課として適正な資格管理や給付事務の適正化に努め、今後も納付勧奨のサポートを継続しつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれない。今後とも、最小の事業費で効果的な保健指導が行われるよう工夫されたい。病気の早期発見や早期治療のため、保健福祉課と連携し、日常生活での健康づくりの支援により、医療費の適正化および抑制に努められたい。

2、下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が2億7,999万7,000円、歳出が4億6,576万4,000円で、差引きマイナス1億8,576万7,000円の残額は、令和2年4月1日から地方公営企業法が適用されたことにより、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いだ。下水道使用料と受益者分担金の滞納額は、不納欠損の8万2,000円を除くと840万1,000円であり、前年度に比べて104万4,000円増加し、過年度、現年度ともに収納率が下がっている。収入未済額については増額しているが、打切り決算、公営企業会計への移行によるものである。また、水洗化率は81.1%であり、昨年から0.8ポイント上昇であり、その原因は、消費税増税による駆け込み需要によるものだが、今後も引き続き水洗化に努力されたい。公営企業化となると、減価償却、長期前受金戻入、損益計算書の作成などが求められ、滋賀県は共同運営を目的に、中長期的な経営経営計画について、令和4年度までに策定されることになり、今後は、その策定された滋賀県の計画に合わせた事業の実施が行われる予定だが、町独自の課題を解決しつつ、健全な経営となるよう努力されたい。

3、住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計の決算額は、歳入が1,826万3,000円、歳出が1,825万9,000円で、差引き4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は1億3,430万7,000円と、前年度に比べて1,144万1,000円減少している。収納率については、前年度より3.08ポイント上回った。4,751万3,000円の不用額の主なものは、債権回収に伴う弁護士委託である。元金滞納額と、それに伴う遅延損害金の見込額を計上したものであり、令和元年度に完結しなかったものである。現年分調定が終了し、過年分の滞納処理が中心であるが、町全体の滞納額の52.3%を本会計が

占めている。収納率向上のため、債権回収業務の弁護士委託などを提案してきたが、令和元年度からその委託を実行し、一定の成果が見られた。その内容として、債権回収業務を町顧問弁護士に相談しながら行い、相続放棄により、債権回収が滞っている債務者や悪質滞納者 6 件を弁護士委託した。そのうち 1 件は連帯保証人による完済で、残り 5 件は訴訟となり、債権回収に向けて前進した。また、分納誓約不履行者や支払いが滞っている債務者に対し、催告書を送付したことによる完済や、納付額の増額があった。それ以外にも、各書類や情報を債務者別に整理し、合法的に債権回収業務が実施できているか確認作業を行うなど、着実に債権回収に向けて事務を行った。今後も計画的に事務を遂行されたい。

4、土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が 8 9 7 円、歳出がゼロ円で、差引き 8 9 7 万円の残額は翌年度へ繰り越した。土地取得会計の事業が終了したことにより、今後は当会計の終了および当会計の財産については普通財産として一般会計での管理を行うため、財産管理の係を設けるなどの方向性を示された。今後は財産内容を確認しつつ、一元化に向けて整理をしていかれたい。

5、墓地公園特別会計。

本会計決算額は、歳入が 5 3 万 2, 0 0 0 円、歳出が 2 4 万 8, 0 0 0 円で、差引き 2 8 万 3, 0 0 0 円の残額は翌年度へ繰り越した。現在、整備された墓地 3 9 6 区画中、令和元年度で 2 区画の販売により、通算 2 2 5 区画が販売されているが、1 7 1 区画が残っている現状である。返還もあり、販売につながっていないため、現在のニーズに合った墓地のスタイル、残地の利用方法も含め検討されたい。

6、介護保険事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が 9 億 2 7 5 万円、歳出が 8 億 9, 0 4 3 万 2, 0 0 0 円で、差引き 1, 2 3 1 万 9, 0 0 0 円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は不納欠損額 7 6 万 1, 0 0 0 円を除くと 2 1 0 万 9, 0 0 0 円と、前年度に比べて 7 2 万円減少した。また、現年度普通徴収の収納率は 9 1. 5 % と、前年度より 0. 8 ポイント増加。過年度徴収の収納率は 3 1. 4 % と、前年度より 1 7. 6 ポイント増加した。一般会計繰入金の一般会計からの繰入れができていなかった。今後は確実に処理をされたい。保険料負担の公平からも、滞納者には平素からこまめな納付指導や接触を行うとともに、時効の中断となる分納誓約書を徴するなど、滞納の未然防止に向け、確実な事務執行に努められたい。また、負担の公平性からも、滞納者には預貯金調査を行うなど、実態把握をこまめに行い、今後は滞納者に対して、差押え等を含めた法的措置を執るなど、強固な姿勢で臨まれたい。なお、今後も、認知症

等の介護認定者が増加し、町の財政負担が増加することが予想されることから、健全な運営と適切な介護サービス等の提供が図れるよう、医療、介護、福祉の各関係機関、団体との連携を図りつつ、積極的な介護予防事業により、介護給付費の抑制に努められたい。

7、後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が7,398万円、歳出が7,325万6,000円で、差引き72万4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は9,000円と、前年度に比べて2万4,000円減少しているため、今後も納付義務の十分な理解を得られるように努め、新規未納者の未然防止に努められたい。特に、保険料の軽減割など、制度内容の変更による認識不足での未納が増加しないよう、制度内容の周知、こまめな説明を行い、初期段階での窓口説明や電話連絡等の対応に努められたい。

8、水道事業会計。

本会計の損益計算書において、収入の営業収益は1億4,025万3,000円、営業外収益は4,155万9,000円、支出の営業費用は1億4,322万6,000円、営業外費用は1,413万3,000円、当年度純利益は2,445万3,000円となり、前年度繰越利益剰余金1億2,029万8,000円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は1億4,475万1,000円となった。有収率は、令和元年度では85.2%と、前年度より0.2ポイント減少しており、平成21年度、91.8%のピーク時には未だ届いていない。有収率は水道経営の根幹をなすものであることから、さらに水道経営の適正化に向けて、水道水の安定した供給に取り組むとともに、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。滞納額は、不納欠損額の14万9,000円を除くと3,461万8,000円となり、前年度より53万5,000円増加した。長期滞納者に対して、給水停止を含めた納付指導を確実に実施し、収納率向上に努力されたい。

基金残高については、以下の表のとおりでございます。

14ページ、地方債の残高については、下記の表のとおりでございます。

6、徴収金滞納状況の推移については、下記の表のとおりでございます。

15ページ、徴収金滞納状況は下記の表のとおりでございます。

7、結論。令和元年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

財政状況は、町税は微増であり、さらに事務事業の見直しや経費の削減に

努められたが、脆弱な財政基盤で自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている現状である。中でも、一般会計および特別会計・企業会計を合わせた地方債の現在高は総額 6 6 億 4, 8 4 5 万 5, 0 0 0 円で、前年度比 3 億 9, 2 0 1 万 7, 0 0 0 円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。特に、新型コロナウイルス感染症により経済情勢が不透明であり、税收等の大幅増は期待できず、さらなる高齢化に伴う医療、介護等の給付額の増加や、さらなる人口減が見込まれることから、財源確保の厳しい状況が予想される。

健全な財政運営を確立するためには、危機感を持って、適切な職員の配置や効率的な組織の運営、行財政運営の見直しなど、義務的経費等の抑制に努められたい。

また、一般会計の不用額が 5 億 3, 9 0 5 万 8, 0 0 0 円で、特別会計は 2 億 4, 6 8 9 万 5, 0 0 0 円で、合わせると 7 億 8, 5 9 5 万 3, 0 0 0 円と多額である。このことは、節約に努めた結果とは一概に言えず、専決処分補正ができていなかったことも要因である。

今後とも不測の事態に備えた一定の予備費計上は必要であるが、しっかりと予算計上を行い、各基金の積立額を確実に予算計上するよう習慣づけられたい。さらに、上席者が職員のチェックをし指摘していくことや、適切な時期に報告を受け、指導できる状況が健全な組織の運用からも必要である。上席者は、属する部署の業務に関する知識の研鑽を積むとともに、全職員については、組織運営の基本である報告・連絡・相談を徹底されるよう求める。

徴収金の滞納状況については、前年度より 2, 4 7 0 万 2, 0 0 0 円減り、2 億 5, 6 8 8 万 6, 0 0 0 円となった。町税や使用料、保険料、貸付金等は町財政における貴重な財源であり、財源の確保は喫緊の課題である。滞納があることは、健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい現状認識を職員一人一人が持つとともに、権利と義務が果たされる社会秩序を維持するためにも、公平公正な徴収の認識の下、実効ある収納・徴収業務をさらに進められたい。具体的には、滞納額をそのまま放置することなく、適時適切な納付督促や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、滞納額が大きく膨れ上がる前に、それぞれの滞納額の原因や実態等を把握し、早期に指導等を行うなど、一層の収納促進を図るとともに、滞納の未然防止に努められたい。また、特に誠意の見られない悪質な滞納者には、公平な負担の観点から、令和元年度においては、債権回収業務の弁護士委託などを行うなど、より効果的で徹底した滞納処分を行った。引き続き、行政の責任として、町の強い姿勢を示し、必要な措置を執られたい。さらに、徴収対策本部の機能体制を強化し、常に情報等の連携を密にし、より強力な収納対策を実施されたい。また、

上席者は、担当者任せでなく、担当者を支援し、自ら率先垂範して徴収等に努められたい。なお、特別会計への助成金、出資金、繰出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとに独立採算が取れるよう適正に処理されたい。

最後に、町行政の信頼の礎は、日々の正しい行政事務等の積み重ねである。財政危機を回避するため、職員が一丸となって、町政全般にわたり、合理化と経費の節減に努め、無駄のない事業執行に努められたい。重ねて、公金横領事件の最終の会計処理などを的確に行うとともに、さらなる組織的なチェック体制の確立や条例等に基づく適正な事務執行に努め、コンプライアンス、法令順守の意識向上や職場風土の改善を徹底し、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切望して、令和元年度決算審査の意見の結びとする。

以上でございます。

○**阪東議長** 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第2号から認定第10号までの9議案について質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 決算審査の総括的な事柄に関わりますので、一、二質問をさせていただきます。

まず、決算の概要の初めのところですね。中段上のところですね。「次の6つの基本方針に基づき、施策の展開を行いました」。①から⑥あります。「行いました」とあるだけで、どういう状況だったのか、総括がどうだったのかがありません。同じく、「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、4分野26事業を実施しました」。実施した結果、どうだったのか。町長、これはどのように総括をされた。これ、文書で出されて普通なんですけども、このままでいいと考えておられるんですか。まず、お聞きします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、24事業、庁舎内部で本部会を開いて、部会も開いておりまして、年度総括はしておりますので、担当課でまとめの資料がございますので、全部を出すということではなくて、概要まとめみたいなものは参考資料として準備ができると思います。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** これね、議員に何を審査さそうとしているんですか。今、監査委員は、数値上の状況について監査をして、適正だったという報告がありました。

議会は施策の進行がどうだったのか。そして、それぞれの状況の住民のニ

ーズ、それから、成果がどうだったのか。成果と、そして、今後の教訓。よろしいか。

これは、以前には全部、主な事業の成果、教訓、課題、整理されて、全部ではありませんが、主な事業は出てきたんですよ。決算の概要の中に書かれていました。議員はそれを見ながら、どうだったのか。それぞれの、私は私で、状況を見て、進行状況がどうだったのかというので審査をします。これ、まず、何を審査さそうとしているんですか。9日、10日は予算・決算常任委員会が開かれます。当日配られても、全然意味ないですよ。この決算概要を出されて普通じゃないですか。

もう一度、聞きます。質問の内容は決算概要を見て、これで議会に審査をしていただこうと。令和元年の事業の進行状況、議会が、議員が考えていることをぶつけてもらって、議論をして、次に、前に進んでいく。次に進むための決算じゃないですか。それ、どう考えてたんですか。お答え願います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 それは、事業も含めて、予算に計上した額が決算数値に計数として現れております。ただ、その前段としての、甲良が目標としている事業の総合戦略というのは中心的な事業でありますので、担当課でまとめができていますので、事前に配布できるように努力いたします。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 できていると思いますから、配布します。これ、決算概要、町長の責任で提出しているんですよ。もちろん総務課長も関わっていますけれども、前回までずっと各事業の成果、課題等々、担当課で考えているところが概略的に、しかも分かりやすく出ていた部分もあります。それを評価して、私たちはこれで、それぞれの年度の事業の決算についてどうだったか、次に進むべきべき課題はどうかというので議論するんですよ。それがないまま、今言われましたけども、私が聞いているのは、この決算概要でよいと考えたんですよ。まだ、まだ、まだ。

それで、阿智村に、私たち、研修に行きました。阿智村で、2センチ足らずとは思いますが、事業の総括について、住民ニーズ、それから課題・成果、ずらっと1ページに1事業の決算、いわゆる事業の総括が書かれていました。ああいうのに出してもらおうと、非常に議論がしやすい。住民ニーズを各原課はどう捉えているのかというのもよく分かります。

ですから、これ、各課長の方もこのままでいいと考えてたわけじゃないと思います。それを統括的に、町長は、それぞれが総括をしているんだったら、事前に出してください。そして、決算審査にかける。つまり、決算審査の中身が深まらないじゃないですか。数値が合うてあったのか、つじつまが合う

てあったのかだけしか見られないでしょう。それはどうですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 従前の決算監査でも、決算の概要の様式、体裁、提出については、決算書を中心に審査をいただくということで、概要書についても、今年度、こういうふうに変更するというので説明申し上げ、一応、合意の下に臨んでいる次第でございます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第2号から認定第10号までの9議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第16 認定第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 認定第11号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について。

滋賀県市町村交通災害共済組合が令和2年3月31日限り解散したことに伴い、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算について、議会の認定を求める。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 1ページめくっていただきまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算書で説明します。その1ページをお願いします。

令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合歳入歳出決算書。

歳入の部です。1款 財産収入、予算額8万2,000円、収入済額7万8,038円、2款 繰入金、予算額4億5,687万5,000円、収入済額4億5,687万4,613円、3款 繰越金、予算額624

万 3, 0 0 0 円、収入済額 6 2 4 万 3, 1 4 0 円、4 款 諸収入、予算額 3, 0 0 0 円、収入済額 1 2 9 円。歳入合計、予算額が 4 億 6, 3 2 0 万 3, 0 0 0 円で、収入済額が 4 億 6, 3 1 9 万 5, 9 2 0 円であります。

その下の歳出の部です。1 款 議会費、予算額 1 2 万 5, 0 0 0 円で、支出済額が 7 万 2, 3 8 7 円です。2 款 総務費、予算額 3, 4 1 6 万 9, 0 0 0 円で、支出済額が 3, 3 7 9 万 5, 2 9 3 円です。3 款 業務費、予算額 7 5 2 万 8, 0 0 0 円で、支出済額が 3 0 9 万 8, 8 2 2 円です。4 款 積立金 1, 0 0 0 円で、支出済額がゼロ円です。5 款 諸支出金、予算額が 4 億 1, 7 8 8 万円で、支出済額が 4 億 1, 7 8 7 万 4, 6 1 3 円です。6 款 予備費、予算額 3 5 0 万円で、支出がゼロであります。歳出合計が、予算額 4 億 6, 3 2 0 万 3, 0 0 0 円で、支出済額が 4 億 5, 4 8 4 万 1, 1 1 5 円です。歳入歳出差引残額が 8 3 5 万 4, 8 0 5 円であります。

滋賀県市町村交通災害共済組合管理者 山仲善彰です。

以上です。

○**阪東議長** 質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から、令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○**木村議員** 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

甲良町長 野瀬喜久男様。

甲良町監査委員 上野安德 同 木村修。

令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算等審査意見書の提出について。

地方自治法第 2 9 2 条において準用される同法第 2 3 3 条第 2 項および同法施行令第 5 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき、審査に付された令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算等に対する審査結果の意見を次のとおり提出する。

審査の理由。滋賀県市町村交通災害共済組合は、昭和 4 3 年に設立され、僅かな共済掛金で不慮の交通事故で災害を受けられた県民に対する災害見舞金支給を県民相互で支え合う制度として、また、住民福祉の増進に寄与することを目的に、交通災害共済に関する事務を共同処理するため設置された一部事務組合であるが、多種多様な民間保険制度等の充実している今日において、県民にとって事業の必要性が低下していることや、近年、基金から取り崩しての組合運営を余儀なくされている状況から、事業継続は難しく、その使命も果たせたものとして、令和 2 年 3 月 3 1 日に解散された。解散後の処理については、地方自治法施行令第 5 条が準用され、旧組合の管理者である野洲市長が決算を行い、各構成団体では、この決算を、監査委員の審査を経

て議会の認定に付することと定められている。本件はこのような理由により、決算審査を行ったものである。

審査の対象。令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算書、令和元年度組合決算概要、令和元年度予算差引簿写し、残高証明書写し。

審査の日。令和2年8月4日。

審査の結果。審査に付された決算書、組合決算概要、予算差引簿写し、残高証明書写しは、地方自治法その他の諸規定に従い作成されていること、決算の計数についても関係書類帳簿、証拠書類と符合して、正確であると認めた。

決算の概要。表のとおりでございます。

以上でございます。

○**阪東議長** 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第11号を採決します。

本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第11号は認定されました。

ここで、11時10分まで休憩をしたいと思います。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第17 議案第42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第42号 甲良町住宅新築資金等貸付事業減債基金条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第４２号 甲良町住宅新築資金等貸付事業減債基金条例を廃止する条例であります。

１枚めくっていただきまして、まず、特別会計の廃止の理由といたしましては、貸付事業の原資である公債費の償還が令和元年度で完了したこと、買受人からの資金償還について、現年度納期分は令和元年度で終了であること、令和２年度からは未収金の回収のみとなることが理由であります。

甲良町住宅新築資金等貸付事業減債基金条例は廃止する。

付則 施行期日 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

経過措置 この条例の施行日の前日に、この条例による廃止前の甲良町住宅新築資金等貸付事業減債基金条例の規定により、設置された基金に属していた現金は、施行日において甲良町一般会計に帰属するものとするものであります。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４２号は可決されました。

次に、日程第１８ 議案第４３号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第４３号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和２年９月４日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第43号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例があります。1枚めくっていただきまして、議案第42号に関連する条例であります。

第1条中、第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

付則 施行期日 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置 令和2年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計および甲良町土地取得造成事業特別会計の出納整理期間中の出納については、なお従前の例による。この条例により廃止する住宅新築資金貸付事業特別会計および甲良町土地取得造成事業特別会計に係る剰余金、債権および債務は甲良町一般会計が継承するものであります。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 両特別会計とも関連しますので、決算審査の常任委員会の際に、それぞれ2つの特別会計に対して、一般会計からの繰り出し、それから一般会計へ繰り出した金額の累計をそれぞれ資料として提出いただくようお願いしたいと思います。どうですか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 出させていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第19 議案第44号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第４４号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。

令和２年９月４日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 議案第４４号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
でございます。１枚おめくりいただいて、改め文の裏面をご覧ください。新旧対照表をもって説明させていただきます。

この条例、３条では、減免の規定がうたわれております。使用料の次に括弧書きで「(小中学校、体育館およびせせらぎ夢空間の照明灯使用料を除く)」とあります。この文を削除するものでございます。

この条例は公布の日から施行する。

理由といたしましては、現在、教育委員会では、スポ少が使用する照明代については、もう既に減免扱いしております。現行に合わせて、一部改正するものです。お願いします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４４号は可決されました。

次に、日程第２０ 議案第４５号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第４５号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和２年９月４日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**大野税務課長** それでは、議案第４５号 甲良町税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法の改正に伴う規定の整備でございます。改め文をお願いいたします。

第３６条の３の２、第３６条の３の３につきましては、個人の町民税に関する改正でございます。

次に、第９４条第２項、第９４条第４項につきましては、町たばこ税に関する改正で、１本１グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方式を改正するものでございます。

次に、付則第１０条です。第１０条につきましては、法付則の第６１条と第６２条を追加する所要の改正です。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小事業者の事業用の家屋および償却資産に関する固定資産税の課税標準の特例と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う先端設備への適用の拡大でございます。

次に、付則第１０条の２は、法附則第６２条の条例で定める特例率をゼロとするものです。

裏面をお願いいたします。

付則第１５条の２、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間を、令和３年３月３１日までに半年間延長するものです。

付則です。この条例は公布の日から施行する。ただし、改正後の甲良町税条例第９４条および付則の第３条の規定は、令和２年１０月１日から施行いたします。

以上、どうぞよろしくお願いします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第４５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４５号は可決されました。

次に、日程第２１　議案第４６号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第４６号　令和２年度甲良町一般会計補正予算（第５号）。

上記の議案を提出する。

令和２年９月４日。

甲良町長。

○阪東議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長　議案第４６号　令和２年度、甲良町一般会計補正予算（第５号）を説明します。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ２億４０万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ５１億７，３５１万２，０００円にするものであります。

債務負担行為の補正は、第２表で説明します。

地方債の補正は、第３表で説明いたします。

次の、第１表の歳入歳出予算補正であります。

歳入の部です。１０款　地方交付税、補正額４，９８２万６，０００円、１２款　分担金及び負担金、補正額１０万円、１４款　国庫支出金、補正額が６，４７０万８，０００円、１５款　県支出金が１３０万８，０００円、１８款　繰入金が１，１２６万７，０００円、１９款　繰越金が７，３２９万円、２０款　諸収入が１５１万円、２１款　町債が１６０万１，０００円の減額で、歳入合計が２億４０万８，０００円です。

次のページをお願いします。

歳出です。２款　総務費、補正額が７，４６１万３，０００円、３款　民生費が４，９９８万８，０００円、４款　衛生費が１，６８２万４，０００円、６款　農林水産業費が１，２１０万円、７款　商工費が２，０００万円、８款　土木費が１，００７万４，０００円、９款　消防費が４０１万１，０００円。

次のページの１０款　教育費が１，２７９万８，０００円で、歳出合計は歳入合計と同額です。

次のページをお願いします。第２表です。

債務負担行為の補正であります。追加であります。甲良町児童クラブ運営業務委託であります。期間が令和２年から令和５年までで、限度額が９，２８８万円です。

次に、高齢者介護用品支給事業が、期間が令和２年度から令和５年度で、限度額が２，３４０万円です。

次に、各種がん検診委託が、令和２年度から令和３年度までで、限度額が１，１５５万８，０００円です。

次に、住民健診委託が、令和２年度から令和３年度までで、７９万５，０００円が限度額です。

次に、次のページで、第３表です。

地方債の補正であります。これは変更でありまして、臨時財政対策債が１６０万１，０００円の減額で、補正後を８，７３９万９，０００円にするものであります。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 今の提案の４ページ、債務負担行為の補正であります。甲良町児童クラブの運営事業委託、令和２年から令和５年までという。この令和２年度に入っている９月以降、補正予算の中身を見ても、これはないんですが、負担行為だけは補正しておきたいという意図で、９，２８８万円が予定をされています。

ここ３年ほど前ですかね。この話が、民間委託をするというときに、私は、これはもう福祉行政じゃない。教育の一環として、この児童クラブの運営はしていくべきだということで、それはやはり、町が心通った児童クラブにということで、民間委託を反対するという、私は意見を出していました。

それで、この補正予算は予算・決算常任委員会に付託をされる予定であります。それまでに民間委託しようとする、民間委託をした方がこれだけ有利というか、有効だという、その説明と、そしてその経費９，２００万、これ、令和２年から４年分が負担行為として上がっているんですが、この９，２８８万円の中身、内訳。今現在、児童クラブ、これは７人の会計年度任用職員のパートの方で、７人の職員がこれに当たっている。その人件費と、ここに上がっている人件費比較も必要だし、取りあえず民間委託にするという趣旨、そして有効性、それを説明ができる資料を常任委員会に提出をしてほしいと思いますが、どうですか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** はい、提出させていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第46号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第22 議案第47号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第47号令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第47号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

予算書裏面をおめくりください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,587万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算は第1表で、債務負担行為の補正については第2表によって説明させていただきます。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入。1款 国民健康保険税、補正額40万3,000円の減、3款 国庫支出金24万3,000円、4款 県支出金127万7,000円、6款 繰入金1,059万9,000円の減、7款 繰越金5,098万2,000円。歳入合計の補正額合計は4,150万となっております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。1款 総務費、補正額111万7,000円、7款 基金積立金2,000万円、9款 諸支出金362万4,000円、10款 予

備費 1, 675 万 9, 000 円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページの第 2 表 債務負担行為補正の追加をお願いいたします。

健康づくり事業委託、期間は令和 2 年度から令和 3 年度まで、限度額は 259 万 4, 000 円。特定健康診査委託、期間も同じく令和 2 年度から令和 3 年度まで、限度額は 630 万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 23 議案第 48 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 48 号 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第 48 号についてご説明申し上げます。

表紙の裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 4, 485 万 7, 000 円を追加し、歳入歳出の総額を 9 億 1, 677 万 5, 000 円とするものでございます。

続きまして、1 ページをお願いいたします。

歳入でございます。4 款 支払基金交付金、補正額 151 万円、7 款 繰入金 3, 202 万 9, 000 円、8 款 繰越金 1, 131 万 8, 000 円。補正額の合計 4, 485 万 7, 000 円とするものでございます。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

歳出でございます。6 款 諸支出金、補正額 1, 423 万 3, 000 円。7 款 予備費 3, 062 万 4, 000 円。補正の合計 4, 485 万 7, 000 円でございます。歳出合計は歳入金額と同額でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 4 議案第 4 9 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 4 9 号 令和 2 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第 4 9 号 令和 2 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

予算書裏面をおめくりください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 1 1 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

次のページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入の部。4 款 繰越金、補正額 6 3 万 4, 0 0 0 円。補正額合計は 6 3 万 4, 0 0 0 円でございます。

次のページをお願いします。

歳出の部。2 款 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は同額の 6 3 万 4, 0 0 0 円となっております。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 5 議案第 5 0 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 5 0 号 契約の締結につき議決を求めることについて（甲良中学校便所改修工事）。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 議案第50号を説明いたします。

1枚おめくりください。

契約の締結につき議決を求めることについて（甲良中学校便所改修工事）について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、甲良中学校便所改修工事。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約の金額、6,182万円。

4、契約の相手方、住所、滋賀県彦根市正法寺町77番地の1。氏名、株式会社藤田工務店、代表取締役、藤田富士男。

この改修箇所につきましては、現在、男子便所で和式が7カ所あります。この全てを洋式に替えます。また、女子の和式トイレにつきましては、現在26カ所あります。これを全て洋式に替えるものでございますが、大きさ、場所の関係で、26の和式を全部改修するんですが、改修後の箇所につきましては、20カ所です。工期につきましては、来年の3月末でございます。あと、工事につきましては、子どもの安全と授業に支障のないように工事の方を行っていただく予定です。よろしくお願いします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第26 議案第51号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第51号 契約の締結につき議決を求めることについて

(甲良東小学校エレベーター設置工事)。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○**福原教育次長** それでは、議案第51号を説明いたします。

1枚おめくりください。

契約の締結につき議決を求めることについて(甲良東小学校エレベーター設置工事)について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、甲良東小学校エレベーター設置工事。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約の金額、6,248万円。

4、契約の相手方、住所、滋賀県彦根市正法寺町77番地の1。氏名、株式会社藤田工務店、代表取締役、藤田富士男。

これにつきましても、工期は来年3月末となっております。また、これも子どもの安全、また、授業に支障を来さないように工事の方を進めていただこうと思っております。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

宮崎議員。

○**宮崎議員** 6番 宮崎です。

このエレベーターにつきましても、当初は今年の夏休み中という予定だったと思うんですけども、今年度中になった、ちょっと遅れた要因というか、もう一度、説明願えますか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 工期につきましては、夏休みは無理かなというふうに思っていました。ここまで遅れた理由というのは、やっぱりコロナの関係もありますし、契約議決、今回で議決をいただいて、これから契約をするに当たって、工期の方が延びていったというものでございます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第27 議案第52号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第52号 契約の締結につき議決を求めることについて
(小中学校児童生徒用タブレット購入)。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○**福原教育次長** それでは、議案第52号について説明いたします。

1枚おめくりください。

契約の締結につき議決を求めることについて(小中学校児童生徒用タブレット購入)について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、小中学校児童生徒用タブレット購入。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、2,250万円。

4、契約の相手方、住所、滋賀県草津市大路1丁目15番5号。氏名、株式会社大塚商会滋賀営業所、所長宇野直基。

この契約につきましては、県による共同調達で、7月31日にプロポーザルを行った結果でございます。タブレット1台4万5,000円で、児童生徒500人分を購入いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 改めて、随意契約になった背景、原因をもう一度説明いただきたい。県で共同購入というわけですが、県そのものが随意契約になったのか。それから、それを受けて、甲良町が随意契約になったのか。説明をお願いします。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 県の共同調達では、プロポーザルで実施しました。プロポーザルで実施した結果、大塚商会さんに決定したものでありまして、各市町で随契による契約を行うものでございます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第28 議案第53号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第53号 訴えの提起につき議決を求めることについて
(追認)。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第53号 訴えの提起につき議決を求めることについて
ということで、追認をお願いするものであります。

1枚めくっていただきます。

まず、追認理由であります、町長の専決事項の指定は、地方自治法第96条第1項第12号に規定する訴えの提起、和解および調停に関することは専

決処分をすることができるとなっております、目的の価格についての指定がないことから、5月の臨時会において、貸金返還請求事件に関し、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告をさせていただいたところではありますが、しかしながら、甲良町債権の管理に関する条例において、町の債権のうち、町税および国税または地方税の滞納処分の例により処分することができるもの以外のものについては、訴訟手続により履行を請求する場合においては、その目的の価格が300万円以下であるというように条例で決まっております、町長の専決事項と条例とに差異があったもので、今回、追認で議会議決をお願いするものであります。

まず、被告となるべき者の住所、氏名は、番号、住所、氏名、請求金額におきましては、ここに記載されているとおりであります。

次のページをお願いします。

2番目の請求の要旨ですが、(1)訴えは、主たる債務者および連帯保証人またはその相続人に対して請求するものであると。(2)で、上記訴えは、債務者が貸金等に係る返還金の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して、滞納返還金および遅延損害金の支払いを連帯保証人またはその相続人に対して、連帯保証債務の履行を求めるものである。

3番目で、訴訟遂行の方針ということで、必要に応じて次に掲げる法律上の行為をするものとする。(1)控訴または上告。(2)訴えの取下げまたは和解。

4で、管轄裁判所が、大津地方裁判所であります。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第29 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第54号 訴えの提起につき議決を求めることについて
(追認)。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第54号 訴えの提起につき議決を求めることについての追認をお願いするものであります。議案第53号と追認理由は同じであります。

まず、1番、被告となるべき者の住所、氏名等ですが、ここにも番号、住所、氏名、請求金額が書かれていますが、これは記載のとおりであります。

次のページをお願いします。

2番の請求の要旨であります。訴えは、主たる債務者および連帯保証人、またはその相続人に対して請求するものである。上記訴えは、いずれも主たる債務者が貸金等に係る返済金の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して、滞納返済金および遅延損害金の支払いを連帯保証人またはその相続人に対して、連帯保証債務の履行を求めるものであります。

3、訴訟遂行の方針。必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をするものとする。控訴または上告。訴えの取下げまたは和解。

4番目で、管轄裁判所が天津地方裁判所であります。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第５４号は可決されました。

次に、日程第３０ 同意１６号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第１６号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和２年９月４日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第１６号でございます。甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、同意をお願いすることでございます。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち、１名の方が令和２年１１月３０日をもって任期満了となります。次の者を選任いたしたいことから、地方税法第４２３条第３項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。再任のお願いをするものでございます。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字北落１２０番地１。氏名、上田博司氏。生年月日、昭和２７年１１月６日。

上田氏につきましては、彦根市役所で長年の行政経験がございました。平成２９年１２月から就任をいただいて、１期目を今お務めいただいているところでございます。実績が認められるということでございますので、適任者であると考えて、同意をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第１６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第 16 号は同意されました。

次に、日程第 31 同意第 17 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第 17 号 甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第 17 号 甲良町教育委員会委員の任命につきまして同意をお願いすることでございます。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。再任でお願いするものであります。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字小川原 360 番地。氏名、日下和子氏。生年月日、昭和 34 年 8 月 1 日。

日下さんにつきましては、平成 19 年に前任者の残任期間からご就任をいただいて、現在、4 期 13 年お務めをいただいております。女性の視点からしっかり意見を言われておりまして、行政全般に対し熱心、人格も高潔であります。教育委員として適任者であると思われまますので、どうぞよろしく同意をいただきますようお願い申し上げます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 教育委員会、日下さんに関しましては、長い間、甲良の子どもを見守っていただき、非常に教育熱心な方で、私も長い間一緒にいますが、甲良の子どもたちのためにはふさわしい人であって、賛成したいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第 17 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第17号は同意されました。

次に、日程第32 同意第18号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 同意第18号 甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 同意第18号 甲良町教育委員会委員の任命につきまして同意をお願いすることとございます。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命いたしたいということでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。再任でお願いをいたすものでございます。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字在士497番地。氏名、藤真照氏。生年月日、昭和27年1月17日。

藤さんにつきましては、平成24年にご就任をいただきまして、現在、2期8年間お務めをいただいているところでございます。英語の先生といたしまして、滋賀県内の高校にも勤務をされておりました。経験豊かで、教育全般精通をされております。人格高潔であり、教育委員として適任者でございますので、ご同意いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 同じく、教育委員会に対しては藤さん、長年にわたり甲良の子どもたちを見守っていただき、これからも藤さんには甲良の子どもたちの教育に関しては頑張っていただきたいと思い、賛成したいと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私も賛成討論です。

日下氏も含めて、甲良町の教育の課題、非常に山積をして大変な中だというように思います。藤真照さんについては、在士のお寺の住職さんで、子どもたちの学校登校にずっと毎日付添いをされて、子どもの成長、それから安全についても配慮を日常いただいておりますし、様々な行事で関わっていただいております。そういう点でも、町全体の子どもたちの成長、豊かな人格の発展、これに貢献をしていただきますよう、とりわけ、やはり甲良町の様々な課題、困難な課題もあります。そういうことにしっかりと発言をしていただくことを改めて希望しまして、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第18号は同意されました。

次に、日程第33 請願第4号を議題とします。

本請願については、紹介議員を代表して、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 請願文を読み上げさせていただきます。提案に代えさせていただきます。

甲良町議会議長 阪東佐智男様。

請願者 彦根・愛知・犬上原発のない社会をつくる会、事務局長、杉原秀典。

甲良町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願。

請願趣旨。

現在、全国で再稼働している9つの原発のうち4つは隣の福井県にあります。高浜原発の3号機と4号機、大飯原発の3号機と4号機です。これに加えて、関西電力は今年中に、3つの老朽原発、高浜1号機(運転歴45年)、高浜2号機(同44年)、美浜3号機(同43年)を再稼働させる準備をして

います。

仮に、大飯原発で過酷事故が起きて放射性物質が放出されると、風速4メートルの西風が直進で吹いている場合、「多賀町」となっていますが、訂正のお願いが出ていますので「甲良町」に変えてください。甲良町には4.6時間で同物質が飛んできます。その中には、甲状腺がんを引き起こす「放射性ヨウ素」が含まれています。

ただ、適切な時期に安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）を服用すれば、甲状腺がんになることを相当程度防ぐことができます。原子力規制庁の説明書によれば、放射性ヨウ素を吸入する前24時間から吸入した後2時間までに同剤を服用すれば90%以上のがん抑制効果があります。服用が吸入した24時間後になれば、その効果は7%に……。間違えましたね。吸入する前24時間から吸入した2時間までに同剤を服用すれば90%以上のがん抑制効果があります。服用が吸入した24時間後になれば、その効果は7%に急減します。

子どもは発達が早い分、放射能の影響を受けやすいと言われています。チェルノブイリや福島では、同剤を服用しなかった多くの子どもが甲状腺がんにかかっています。一方、3,303世帯のうち3,134世帯に安定ヨウ素剤を事前に配布した福島県の三春町では、甲状腺がんの発症がほとんどなかったと報告されています。

同剤の副作用について、原子力規制庁の解説書には「副作用の心配はほとんどない。副作用による健康影響へのリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きい」と述べています。また、安定ヨウ素剤は1粒10円以下で購入でき、町財政の大きな負担になりません。

原発そのものには賛否両論があります。しかし、原発事故と放射能放出の可能性がある以上、放射能から町民の命や健康を守ることは、全ての町民の願いであり、地方議会の大事な役割だと考えます。

町民、特に子どもの健康と命を守るために、貴議会に、以下のことを請願します。

請願事項。

甲良町の教育施設など（幼稚園、保育園、小学校、中学校など）に安定ヨウ素剤を事前に配布すること。また、全ての家庭に安定ヨウ素剤を事前に配布することとなっています。

2日に請願団体の方からの説明があったとおりでありますけども、私の方から強調したいのは、つまり、原発そのものに賛成をしている人も含めて、やはり原発の事故が起こることについては、圧倒多数の方が認知をされています。そういう下で、事前配布を行う。そして、少しでもこの内部被

ばくのリスクを弱めるということが大事かというように思います。

副作用については、重篤な副作用になるものについては、規制庁も解説書を出しております。インフルエンザの予防接種は0.002%の割合、つまり10万人に2人。それから、これに比べて、安定ヨウ素剤の服用については0.0001%、つまり100万分の1だと報告されています。

また、もう一つは財政の面ですけれども、役場に備蓄をした多賀町の例ですけれども、費用は、約26万7,700人分の町民の分を備蓄して、これから学校など、それから家庭に配布するかどうかの検討をしているというように聞いております。重複配備もして、さほど費用はかからないというように議論をされている最中だと聞いております。

そういう点を含めまして、議員の皆さんのご賛同をぜひお願いをして、町の姿勢、町の施策の後押しができるように、皆さんのご協力、ご賛同をお願いしまして、提案とさせていただきます。よろしくお願いします。

○**阪東議長** ここでお諮りします。

これより審査願います請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議がありませんので、委員会付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 私は、原子力発電には元々は反対なんですけど、代替の発電機というか、そのものがない。やむなく、やはり原子力発電に頼らざるを得ないという状況でございます。

その中であって、原子力発電、絶対に事故がないと言い切れません。いつ何どき、その事故が発生するかも分かりません。備えあれば憂いなし。僅かな費用で済むのであれば、この甲状腺がんの発がんを防ぐためにも、この薬というかヨウ素剤を、ぜひとも教育機関ならびに全世帯に配布されることを求めまして、賛成といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第4号を採決します。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第34 意見書第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)。

会議規則第14条第1項および第2項の規定に基づき、上記の議案を提出する。

令和2年9月4日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 岡田隆行。

賛成者 甲良町議会議員 山田裕康。

○**阪東議長** 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○**岡田議員** 意見書第1号ですが、朗読をもって代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策および地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月4日。

議員の皆様、よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 全協でもお願いをしておりましたが、5番のところの「制度の根幹を揺るがす見直し」とは何を指しているのか、これが1つです。

もう一つは、その下にあります「緊急経済対策として講じられた特例措置は」、これも何を指しているのかご説明いただきたいと思います。この特例措置については、持続化給付金などを指しているのでしょうか。よろしく説明をお願いします。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 西澤議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目は、コロナにより固定資産税の減免などが行われていますが、現在、中小企業や商業施設などが対象となっております。その差額分は、今現在、国が補填しています。このことから、今後も引き続き評価基準の見直しをかけるなど、納税者側に立つと減額されていいことではあるが、税収の減額につながることから、そのことは行わないでほしいということでもあります。今、中小企業や商業施設に限ってなので、個人の方のところはまだ全然、補填されていない現状です。

「特例措置についても」ということは、これはもう、今、企業とか、その他法人のことに対しての特例措置についてのコロナ対策が、今、国の方で補填されているということで、今回限りのその措置をしてほしいということで、やっぱり町にとっての地方税の減額をどうしても何か抑えたいということで、今回、町村会の方から依頼があったものであります。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成に当たって、次の意見を述べさせていただきます。

私は、経済対策は、とにかく今の消費税１０％が非常に厳しく反映をして、業者や、それから地方の自治体の運営を苦しめている大本になっていると思うので、消費税５％の減税は喫緊の課題だということを思います。

２つ目に、２次補正で計上された予備費１０兆円、これは異例でありますし、国会の無視、それから財政法違反の疑いも持たれています。臨時交付金を直ちに増額すべき、この内容もぜひ入れていただきたいというように考えています。

それから、最後に、中長期的な税財源の改革はもちろんですが、コロナ禍の下での深刻になっている財源不足に対して、緊急に地方に対する支援策、これを予備費の中から支出をする、こういうことも非常に大事かというように思いまして、私もそのことを思いますし、その努力でさせていただきたいですし、町は町で、その方向で、ぜひ要請をしていただくことを申し上げて、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 私も賛成討論をさせていただきます。

やはり、このまま新型コロナウイルス感染症が続きますと、令和２年度の税収とか、また減ってくると思いますので、やはり財源の確保が重大になってきますので、このことに対しましては賛成といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、討論を終わります。

これより意見書第１号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第１号は可決されました。

ここで、午前中の会議は終わり、１時３０分から午後を開会したいと思います。

ます。よろしくお願いします。ちょっと時間が短いんですけど。

(午後 0時20分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○**阪東議長** 次に、日程第35 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問途中であれば多少延長も認めますので、質問者は、時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、1番 小森議員の一般質問を許します。

1番 小森議員。

○**小森議員** よろしく申し上げます。初めてなので。

本題に入りますけど、町長に問います。本町の基幹産業について。甲良町の基幹産業とは何かということをやちょっと聞きたいんですけど。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 大きくを捉えた言い方をしますと、農業と建設業ということが言えます。ちょっと事業所数を調べました。農業は割愛しますが、建設業の数であります、96件。それから、全体事業所数が349件と把握しておりますので、占める割合は27.5%ということでございます。

そして、もう1点は、その中で、町内の業者さんが甲良町に指名登録をされておりますが、かなり多くの業種があるんですけど、6業種で延べ66社が町の指名登録をされているということで、若干ピーク時よりは減っておりますが、まだまだ建設業さんが町内には多いということで、建設業というふうに申し上げさせていただきました。

○**阪東議長** 小森議員。

○**小森議員** その基幹産業について、行政として支援してきたことは、何かあったら。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 毎年、甲良町の建設工事等契約審査会で、あらかじめ年度当初に業者登録されている方々の発注の基準を通知しております、公表しております。今までは、契審の評点で、町内と、それから町外の方の評点を、できるだけ町内の方が入りやすくという評点制度をしました。

今年度から入札の内容を変えた点が2つありまして、土木であります、130万円以上から700万未満の、土木では一番金額の小さな工事がありますが、これについては、町外を入れずに準町内の業者のみに変更いたしました。そして、130万以下は一応随契の範囲になりますので、これは

町内本社業者さんで見積り合わせ入札をするという変更をいたしました。

そのほかには、業者さんと、日常、町行政と色々な協力関係を結ばせていただきまして、建設業者さんとは防災協定、それから、除雪のときの除雪委託、それから、商工会に入っておられる建設事業部の方が、毎年、甲良町の公共施設についてボランティアで工事をやっていただいたり、除草をやっていただいたり、無償で、年に1回は町の有益な事業をボランティアでやっていただいているという実績がございます。

以上であります。

○阪東議長 小森議員。

○小森議員 待遇してもらえている面もいろいろあると聞き取れましたけども、それにしても、町内業者が、本店を町外に移して、営業所をよそに持っていて仕事、入札に入っているという実態が見受けられますが、甲良町の仕事というか、建設業に対しての仕事があまりにもなさ過ぎてよそに出ていっているという実態があるんですが、町長はその辺をどう思いますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 甲良町の発注工事も、以前、下水であったり、水道のフレッシュ水道であったり、あるいは道路の新設工事であったりという大きな事業をこなしてまいりました。その以前は、農業関係で圃場整備等々もありました。それから、運動公園の事業もありました。

今、大型工事が甲良町でなくなりまして、どちらかというと小さな工事を計画的に発注するということになりましたので、相当発注数が減った、それから発注金額も減っているということで、町内業者さんが外へ行って、業務拡大をするということで、営業、あるいは自己防衛的に、そういう自社の経営を改善するための措置を取られているというふうに認識をしているところでございます。

○阪東議長 小森議員。

○小森議員 逆に、町外から甲良町に不正な手段でランクや営業所を登録している業者に有利な入札制度をしているという認識はありますか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今、おっしゃるような不正な手段でランクづけなどというようなことでございますが、県の許可なり経営審査という点数を、もう甲良町は採用をいたしております。不正に操作をしている業者や営業所がいて、不正に登録しておられるというようなことは、ちょっと私らの方では分かっていないのが現状だと思っています。

また、入札制度につきましては、地方自治法の234条の一般競争入札、指名競争入札、随意契約、また競り売りというふうなことでございます。そ

れを実施しておりまして、今の地方自治法２３４条第２項にもございます、一般競争入札は原則であるということでもっての手續を現在踏んでいるところでございます。

○阪東議長 小森議員。

○小森議員 その一般競争入札のことでございますけど、この一般入札というものをすれば、やっぱり町外業者が沢山の仕事を入札されて、甲良町の仕事は甲良町でやらせてほしいという、あれからちょっと外れていくというように思うので、町内業者を優先するというわけじゃないんですが、この一般入札を指名入札に変えて、そういうふうな入札を行ったらどうかなと思うんですが。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 一般競争入札、原則と申しました。甲良町におきましては、一般競争入札ではございますが、条件つきというふうなことをつけております。それによって町内なり町外なりの差別化というふうな形を取らせてもらっているところでございます。

○阪東議長 小森議員。

○小森議員 これに関してですけど、一般入札、指名入札に変えるということは、条件がちょっと複雑なこともあると思うんですが、県の監理課にもちょっと相談して、いろいろアドバイスを受けたんですが、町のことは町で、町の決めることに従ってやったらええという回答を頂きましたので、ぜひとも前向きに、この指名入札にするということを考えていただきたいなと思います。

口だけでどうのこうのと言うのとは違って、次の一般質問のときまでに、それをどういうふうに進めていくか、どういうような結論になったかいうのを、回答をいただきたいので、その辺、よろしくお願いします。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今現在でも、先ほど申しましたような条件をつけてやっております。これも、甲良町の独自の指名基準というふうになって、町で定めたものでございます。今の段階では一般競争入札、条件つきではありますが、進めてまいりたいと思っているところです。

○阪東議長 小森議員。

○小森議員 次回までによろしくをお願いします。

それと、現在、甲良町の土木の方で、建設業の方で組合を設立して、業者が、監理者をももちろん選任させて、不正な営業所よりも確実な体制を取っている組合があるんですが、こういった組合を、これからでも前向きに、町としては考えていってくれるというのか、組合やさかいに、何というかな、水

道組合もあるし、自動車の組合もあるし、土木の組合だけじゃなかったので、これ、新しくできたんですが、こういうようなやつを前向きに考えていってくれるという、あれはありますか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 前向きにというのは、入札の参加というふうなことやと思うんですけども、事業協同組合が、例えば受注の機会を確保するということになりますと、現段階では取扱いについては定められてはおりません。今後、基準から定める必要があるのかなというふうに思っております。

○阪東議長 小森議員。

○小森議員 分かりました。

この組合に対して、一言だけちょっと付け加えておきますけれども、この組合というのは、例えば災害時とか、町内業者であればすぐに対応ができるメリットもあるし、入札にかけられないような細かな仕事や、作業や、緊急を要する仕事があると思うんですが、そんなとき、町政としては、誰に頼んで、誰に仕事してもらうかという。例えばこの組合と町とがきちんとした形で契約なり何なりできれば、すぐに実行に移せる組合だと思うので、こういうようなやつをもうちょっと前向きに考えていただきたいなと付け加えておきます。

時間、まだまだ早いんですが、甲良町の仕事は甲良町にと、自分なりの選挙の課題にもしてきたように、その願いでここまで、こういうふうに形になってやってきたと思うんです。仕事だけと違って、いろんな面でも、いろいろあるんですが、1つだけ、今言うところこの組合を何とか、せっかくできた組合ですので、何とか甲良町で役立ててほしいなと思いますので、その辺をまたまたよろしく願います。

簡単でございますが、質問をこれで終わりたいと思いますが、よろしく願います。

○阪東議長 小森議員の一般質問が終わりました。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 すいません、緊張しております、非常に。すいません。

町施設について聞きたいと思いますが、町施設といいますと、かなり数があるんですが、今回は限ったところで、町民グラウンド。町民グラウンドでちょっとした事件というか、ちょっと少年野球の方から聞いたことで、今、ちょっと議長には写真を渡しましたけど、丸々もうバーベキューセットをやりっぱなし、やり逃げ。何か、レシートが出てきたのはトライアル。トライアルのレシートが出てきたけど、誰が買ったかというのは、そこまではちょっ

と分からなかったものですが、でも、もうその場、日曜日だというのに、教育委員会の大野君が大橋監督から電話を頂いて、日曜日でも駆けつけてくれたそうです。それはありがたい話で、また、ありがとうございます。

そういった中で、やりたい放題、今見てくれた分かると思うけど、バーベキューセットなんか、もうその日に買うてきて、さら。その日1回だけ使って、もう持って帰らずにほったらかし。それで、こういうことがあって、朝、日曜日、少年野球の皆さんが、たまたま雨が降っていたか何かで、屋根の下で練習をしようと思っていたところ、行ったら、そんな状態。もう練習どころではありません。

しかし、片づけるのはもちろん簡単なことなんですけど、やっぱり一応、こんなことがあってはいかんというので、前職員だった大橋監督が職員に電話していただいて、その中で、監督が写真を撮ってくれて、「これを」ということで私が頂いてきたものですが、やっぱりこういうことが、バーベキュー禁止、花火禁止という看板は確かに町民グラウンドにはあるんですけど、やっぱり夜24時間、誰もそこまで見張りができませんので、私が思うのには、やっぱり、いろんな面で大事なところというの、甲良町内でも、施設というのは、何回も言いますが、いろいろありますが、道の駅なんかで当初、できた当時、トイレの事件とかありましたよね。あれも何時何分にトイレに入っただと、時間と、今の時代、やっぱり防犯カメラが何もかも見ててくれるというか、証拠になるという。そういう意味合いもあって、町民グラウンドも幅広いですけど、入り口の門のところ、1つ防犯カメラをつけていただきたいなと。そこで、いわゆるナンバーチェックができれば、何とかまたなるのではないかなと。

それとまた、前、墓地公園のところのトイレのこともあり、そこにもカメラがついていると思うんです。

しかし、こういった屋根つきのところで、これからはないとは言えませんので、やっぱり今後、こういうことがあってはいけないという意味で、安全のため、より早く防げるためには、防犯カメラの設置をお願いしたいなという思いで、今日、質問させていただきました。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 ありがとうございます。

運動公園には、昨年度、5基の防犯カメラを設置しました。屋根つきグラウンドも映ることにはなっているんですが、角度の関係だったと思うんですが、分からなかったみたいです。

ただ、今議員が提案してくれましたことにつきましては、教育委員会でもありがたい提案でもありますし、今言うてくれる入口のところには防犯カメ

ラはついていません。今後、今ついているカメラの角度を変えるなり、今言うてる入り口のところに設置することにつきましては、財政と協議して前向きに検討していきたいと思います。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 教育次長、前向きな答弁、ありがとうございます。

やっぱり、今言うように、カメラで何もかも見張られているというのも、ちょっと今の時代、常に見張られているというのも、これ、ええ気はせんのですが、やっぱり何事も、これから防ぐためには、やっぱりカメラに頼っていかなしょうがないのかなと、時代の流れというか、そういうふう思うんです。できればそういうことで。屋根つきのところにもやっぱりカメラはあったという。ただ、そこまで映るときと映らないときとがある、分かりました。

疑いかけたら切りはないんですが、今、何べんも言いますけど、やっぱりその入口はもう1カ所ですので、門のところで、最終的にやっぱり、こういうようなことがあるといかんの、ナンバーチェックができるとか、誰が入っていったとかというのがせめて分かるようことで、前向きな答弁いただき、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 続けて、2番の方に進みたいと思います。

これは町長に聞きたいと思いますが、今の職員のこの人事に関して、私たちは、どうやこうやと言うわけにはいかんのですが、今、私が町長に聞きたいのは、今はもちろん町長として、行政のトップであります。町長はその昔、行政職員であり、総務主監までされた方であります。

そういった中で、今、正直、ここにおられている課長の皆さんは、皆さんはというか皆さんの個性、いろんなこと、町長はある程度把握をしていると私は思っています。そういった中で、この人事が、私は誰々をここに替えろ、誰々をここへ持ってこいとか、そういうような意味を言っているんじゃないに、やっぱり人間、得意な分野もあれば、不得意なところもあると思うんですよね。

だから、そういった意味で、例えば、今までの流れでいいますと、残り定年まで2年、3年とかになりますと、今の部署で最後まで、退職までいていただき、それから次の世代に送れるような状態で、課長で終わっていただく。流れ的にはそういうふうな感じで思ってたんですが、この頃、何か微妙に1年で替わるときもあれば、2年ぐらいで替わっているという、ちょっと見られるんですが、そういう人事は、ちょっと何か事件があった場合は、問題があった場合はそれはしょうがないと思うんですが、今ここにおられる課長の

顔を見ている中で、何もそういうようなことを聞いたことないので、ちょっと人事の異動が早過ぎるんでないかなと思うんです。その辺、ちょっとどのように考えておられて、この人事になったのか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ありがとうございます。

甲良町役場では、不祥事の発覚以降、いろんな面でコンプライアンス重視の下に、職員の職務専念、法令に基づく、あるいは上司の命令に従うという日常業務を基本として、職員に徹底をしております。人事に関しては、町長の専権事項でありますので、基本的には公平に人事を行うということを念頭に置いているところであります。

しかし、人口が一番少ないという、職員数はそれに対してどうやという、比例しているのかというご意見もありますが、小規模の町で限られた職員数を、いかに効率よくうまく配置するかというのが、私に課せられた職責だというふうに思っているところでございます。

常に職場がうまく機能をする、そして一職場、在職が長くないローテーションで職場を活性していくというふうな人事配置を心がけています。一職員が長いと慢性化したり、あるいは不祥事につながる事件もありますので、人が替わることによって前任者の仕事内容がチェックできるということも含めて、あまり長く1カ所にいないということを心がけていることは事実でございます。

適材適所にどうだということからすると、やっぱり慣れた職場で、いい技術を持った人はその職場でずっとやってもらう、効率よくやってもらうというのも一つの方法であります。全体としてはそういう流れで人事配置をしておりますので、もしも個別にご指摘をいただくのであれば、また別途ご忠言もいただきたいなというふうに思っているところでございます。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 今、町長が言われていることも確かによく分かるんですよね。前もたしか、ほかの議員からもあったと思うんですよね。長くても3年以内か5年以内で替えるようにとかというようなことは私も聞いていることはあるんです、確かに。

現在、私が言うのは、残りもう退職まで2年、3年とかまで来ている人が、急に、極端な話、若いときから30年、35年、ここに来てから、行ったことない部署に、今言う50を超えてから急に振られて、若いとき、例えば30代のときとかにいろんな課、税務課に行ったり保健福祉へ行ったり、会計室へ行ったり、若いうちは3年、5年周期でも、ころころとあちこち替わっているいろんな経験をするのはいいことだと思うんですよ。

しかし、もうある程度、私がこんなん言うのは失礼なんですけど、課長の皆さんには、それはもう皆、何でも、全部いける人だと思っているんですが、やっぱり長い目で、私も今、この役場へ、議員にならせてもらって13年目、徐々に慣れてきたかなというような感じのときもあるけど、まだまだというのは自分自身も思っております。

そういった中で、やっぱり職員の皆さんも、ここにいる皆さんは課長でありますので、やっぱり行ったことない課いきなり行って、また、下の者に指示はできない。下の人からしたら、昨日、最近来た課長に、何も分からないのに言われることはない。これ、中の、絶対、課としてのチームワークがうまくいかないと思うんですよ。

だから、私が言うのは、もう残り少ない人は、やっぱりそのままその課に残っていただき、下の若い世代を育てていく。そういうやっぱり行政をつかっていていただきたいなと、私は思うんですよ。その辺はどのように、町として。

というのは、私、何べんも言いますけど、総務主監までされてきた町長だから、私が言うのはそこなんです。皆さん、ここにいる課長のある程度のことは知っておられると思う。だから、得意なときもあれば、この方、こっちに残ってもらった方がいいかなというのは、一番よく分かっている方だと私は思うんですよ。だから、そこんところを、いうたら、ちょっと見て。ただ、何べんも言いますが、だから、私が言うたから人事を異動せえとか、そういうようなことを言っているのではないんですが、これはちょっと考えていただきたいなと。そうでないと、各課が、うまく動いている課もあれば、動きにくい課も、今、できているのは事実だと私は思います。

正直言って、今、この中にいる課長の中で、何名かの方は絶対そんな私、いや、誰に聞いたとかそんなの一切ないですけど、私から見た目でも、ちょっと急に振られても大変やなと思いますよ、正直言って。ここは、ちょっとやっぱり、これからの人事として、人事権を持っている町長に言っておきたいのは、やっぱり課として回れるような課に、仕事に来ててもやっぱり楽しくできる課。仕事がえらい、えらくないは二の次、三の次として、まず、朝、その課に来て、「ああ、また今日もこんな調子では、仕事、ちょっと力入らへん、憂鬱やな。」という、そんなあれやったら、行政が動きが悪いと思うんですよ。そこのところをちょっと、町長、再度考えていただきたいなと私は思います。

○阪東議長　町長。

○野瀬町長　異動の基本は、今答弁したとおりであります。丸山議員がおっしゃるように、それで職場がうまく機能しているのか。あるいは、働きやす

い職場で、人間関係がいいのかというところ辺は重要な、特に職員の人間関係、重要なことでありますので、ご指摘いただいたことについては強く受け止めて、適材適所という観点を、そして、人事評価あるいはこの人が適切かどうかも含めて、今ご指摘いただいた点については、私の今後の人事に活かしていきたいというふうに思っています。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 ありがとうございます。

私が言うのも何ですが、これからも、まず行政力を固めるためには、やっぱりこの課が、何べんも言いますが、うまくいけるように、やっぱりぎくしゃくしている課でなく、和気あいあいとできるような体制に持っていくのも、私は町長の思いが1つだと思いますので、そのところはこれからもよろしくお願いしたいと思います。

それと、町長に最後、もう一つだけ聞きたいんですが、今呉竹センター長が来ておられる中でなんですが、両センターに図書館長、大体この辺は、前の町長が私に言ったときは、退職された方に、両センターと図書館辺りはお願いをしようと思っているんやということを、町長の口から私、聞いたことを覚えておりますので、その辺はちょっとどうなっているか。今現在でも長寺センターと図書館に関してはそうなっておりますが、呉竹センターが今回ちょっと退職者と替わったので、それが何かまたあったのかどうか、ちょっとそれだけお聞かせいただきたい。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 これは、職員任用の方になりますので、まずは今、試験採用をしておりますので、今年度から会計年度職員という制度に改まりまして、臨時さん、嘱託という職が会計年度のフルタイム、パートという役職になりまして、そして職種、全部、今年度当初に試験をして、採用を決定させていただきましたので、甲良町役場経験があって、昔は再任用と言ったんですけど、新たに会計年度職員でやられるという、そういう人的な調整もありますので、今までのようにそういう経験のある人をそういうポストにというのが、ちょっと制度上、変わりましたので、基本的には、組織の長については正職でというふうな考え方に改めて職場の活性化をしていこうという方針を持っているところでございます。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 長いこと、町長、ありがとうございます。そういうことで、何遍も言いますが、とにかくやっぱり行政がうまく動けないと町がよくなる。そういう意味も兼ねて、これからの人事は考えて、うまくいけるような、和気あいあいとできる課にしていきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**阪東議長** 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○**建部議員** それでは、早速、一般質問を行います。

まず、今、町におけるコロナ対策、何が必要かということですが、コロナ感染症も、第2波は峠を過ぎたといっても、滋賀県は毎日増え続けております。幸いに、甲良町は5人の患者、それから増えていないのが幸いでありますが、でも、まだまだ油断はできないし、滋賀県においては増え続けているという現状から、これからにおけるコロナ対策、町長はどのように立ち向かうのか。必要な対策は何なのか。町民に安心を与える施策を果敢に推進、実施されたいという思いがあるんですが、今の町長のコロナに対する思いを、甲良町はどのようにコロナ対策を進めていこうとするのかという思いがあれば、ちょっとお答えください。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 大きくは、2つの柱で動かしていくということが大事だというふうに思っております。

1つは、第4弾までやってまいりました事業者の支援、個人の支援、生活・社会支援という支援のコロナ施策でありますし、それから安全、感染のわからない方策の啓発活動等々も入ってこようかと思えます。

もう一つは、ちょっと見えにくいんですが、新しい生活様式、非常に閉じ籠もった状態、あるいは密にならないということで、ストレスもたまっておりますので、ケアという面でも必要だと思いますし、それから、分かりにくい新しい社会生活ということは、行政は一度、次なる行政施策を、積極的に課題を見つけて行える準備、あるいは施策展開というのを力強くこの際に打ち出していくということが、個人あるいは事業者等々の支援対策と、次なる、まあ言うところアフターコロナといいますか、コロナ後の社会生活、それから行政施策がうまく運べるような、そういう町としての準備と、あるいはこの基本を充実するということが大事だというふうに思っております。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 町民への支援、そして新しい生活様式、これはもう全国的に言われております。人の暮らしぶりが変わってきた。このコロナによって、本当に生活そのものが窮屈になってきたし、そういう中でどこに楽しみを見だし、どこに生きがいを見だし、そういう人生が送れるかというところで、この新しい生活様式というのはどういう方法で取り込まれるかというところが非常に大きな課題です。

そこで、私は即今、やはりこのことがぜひともというので、3点挙げました。

1つは、前回にも申し上げましたが、町民の生活支援、また地域経済の復興回復支援策として、過去には給付金という形で1万円、そして、それぞれ、また国の給付金もありましたけれども、併せてこの町税と、町民税とか固定資産税、国民健康保険税、介護保険税において10%の軽減をぜひとも行うべきだという質問を前回いたしました。

そのとき、町長は、議員の税に精通しているということで、私を持ち上げて、アドバイスをいただきながら、慎重に議論・検討し、次なる展開に入っていきたい。私の質問に、そのように答えたんです。

その答弁ぶりからして、期待を持たせていますね、私に。議員のアドバイスをいただきながら、慎重に議論・検討し、次なる展開に入っていくと。ということは、次があるという。そこで、3カ月たつんですが、この10%軽減については、検討されて、どういう方向に持っていっていただけるんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 担当課の方でまずは検討いただき、それから次につなげるということで、担当課の検討を基にお答えをさせていただきます。

まず1つは町民税、固定資産税、軽自動車は税目が変わっておりますが、軽自動車税を10%減免した場合の試算額が7, 130万円。そして、伴いまして、システム改修をしなければなりませんので、その費用の見積りが870万円。おおよそ8, 000万という減収と改修費が総額で要ということになりました。

そして、担当課の調査では、そこをいじくと非常に混乱を招くという事務的なこともありました。住民税の所得割は保育料算定の根拠、無料化になりましたので、それから、固定資産税は国保税の資産割算定の根拠、これはご存じだと思います。それから、国保会計と介護保険会計は、被保険者と、それから公費負担の会計で運営をしているということになります。一部、国保税には、一般会計から繰り出しをしているところがございます。したがって、影響額が発生した場合の不足財源を一般会計から繰入れするということは、これは基本的に好ましくないということが考えられております。

また、担当課では、税の変更決定通知、納入願った方の税の還付事務という事務負担が伴うという検討もいただいています。

それから、地方創生特別交付金という交付金を国から頂いていますので、その減収分を、それが充当できるかどうかについても検討いただきましたが、国庫である地方創生臨時交付金を財源に充てるということができないという

結論でありましたので、よって、検討した結果については、10%減免を見送らせていただいているという状況であります。

今日の意見書決議もされたところで、今後、地方税収、これだけ経済が落ち込んでいますので、落ち込んでいく、あるいは来年度の町税税収が減っていくということから勘案しても、ちょっと税の減免というのは実施できないということの結論を得たところでございます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 結果は、見合わせていただく。できない、やらないということですかね。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 検討の結果、そういう結論でございます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 そしたら、前回、次なる展開に検討して進めていくということが、何ら沙汰もなしに、今日の質問では、その件については実施できないという回答を受けたことになるんですが、私は、まだまだ引き下がりません。これはぜひとも、次にもまた要求をしていきます。今日はできないという返事をいただきましたが、これはぜひとも必要な施策であります。

次に、PCR検査において、町民の不安を取り除き安心を与えるため、希望者には町費で受けさせることという内容でございます。

最近では、このPCR検査をいつでも、誰でも、何回でも受けていただこう、受けようという、東京の世田谷でしたか、そういうところ辺とか、また、ある自治体でもそういう取組がある。

いつときPCR検査を個人で受けようとするとな数万円の金が必要。最近では2万5,000円ぐらいで、かかっているかどうかは知りませんが、町民がやはり、そういう症状が出てからというんじゃないで、今、自分はこういう状態にいるけどどうかな、PCR検査を受けたいな、感染してないやろうかなとかいう、そういう不安とか、そういうふうになって、いや、かかっていない、陰性やという確信が得たいという、それでもって安心を得ていくという、そういう人がいます。だから、本当は全ての町民にそういう検査を受けていただくのがいいんですが、やはりそういう不安を感じ、安心を与えるためにも、希望者にはそのような検査を受けていただくと。

もちろん、今、聞いていると2万5,000円ほどかかるということなんですが、俗に言う、このPCR検査は2通りあるんですね。滋賀県では、このPCR検査、行政検査といって、濃厚接触者であるとか、感染が疑われる方については、行政検査でもってやる。もう一つは、症状が出て病院へ行く。担当医というか、お医者さんの指示でPCR検査を受ける。これは保険が利

く検査ですが、そういう2通りの検査がある。それ以外の自主的な検査については実費が要ると。その実費が要る分、そういう希望者には、ぜひとも甲良町でも町費で受けていただく、そういう施策は取れないのかと思うんですが、どうですか、町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 おおよそ状況は、建部議員の方から申しいただきました。

さきの臨時会においても、新型コロナウイルス感染症に伴うPCR検査の抜本拡充と住民支援策の拡充を求める決議が可決をされています。

ポイントは、(1)(2)(3)で示されたように、全ての速やかなPCR検査を実施。それから医療、介護、福祉、保健、失礼しました、保育、教育従事者、入院者を速やかに実施できる検査制度。それから、一定基準で希望者の検査が公費の負担でできるようにと、今説明をされたところでございます。

本町といたしましては、今の行政検査という枠内が基準となっていますので、6町で構成いたします町村会で、県に対して、新年度、要望活動をするんですけど、今年は例外要望といいますか、別立てで、新型コロナウイルス感染症に関する特別要望を含めて、10月5日に県要望を6町でやるということです。具体的には、PCR検査および抗原・抗体検査の体制実施と簡易検査キットによる検査の拡充ということを、今、建部議員が申し立てられます方向で要望していきたいというふうに思っています。

そして、現状、言われましたけど、1日当たりの県のPCR検査は、検体数を拡大していこうということを今、行政検査でやられています。したがって、行政検査は、おっしゃいました条件があって、医師会であったり、保健所であったり、そういう濃厚接触ということが見受けられるときに、保険適用、無償ということではありますが、ただ、いつでも、誰でもということは、個人や事業所で全額自己負担、今、2万5,000と言われましたが、2万5,000とか3万円ということを言われています。

東京や名古屋ではもっと増やして、あるいは個人でも検査をしているという実態もあるわけですが、滋賀県内は今、行政検査は無償と、しかし、そういう基準でやるということの枠で動いていますので、これは町単独で踏み出してというか、先んじてという、ちょっと決断が今できませんので、県に要望していくということを考えています。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 滋賀県では、自主検査というか、個人が検査を請け負ってするのは、保健所なり滋賀県が許さないということ、今の言葉の中には。でも自主的に検査を受けるということは、個人、可能であるんじゃないの。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 いろんな情報を集めているんですけど、企業、事業所で外交されたり、遠くへ行ったり、独自、自己検査をして、お金を出してやって、私は大丈夫ですという証明を見せながら、事業所、営業活動をしているという事例もありますし、滋賀県に来られた女性の副知事も、自主検査で、自己負担でやってきましたということを言っておられましたので、特にはそういう自己でやるのが、できるだけ公費でシステムをしてほしいということは、挨拶に来られたときに、副知事にも伝えたところでございます。

しかし、今は、滋賀県は行政検査という枠内でPCR検査をやっているという状況でございます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 町村会を通して要望活動が続けていくのは当然で、それもいいんですが、それを待っていると、こういうことができない。要するに、待つ間にも、やはりそういう希望者には、ぜひともこのPCR検査が受けられるよう町費で、少なくとも若干なりの予算を計上して、1人でも、10人でも、そういう人たちが受けていく、そういう窓口をつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど出た抗原検査とか抗体検査、これは費用が安くつきます。でも、いまいちということがありますね。抗原検査の場合、症状のない者への使用は推奨されないと言っています。陽性の場合、これは確定診断の根拠となるんですが、一応、勧めていないですね。抗体検査にしても、ちょっと正確性に問題があると。仮にそれで陽性が出ても、確定するにはもう一つPCR検査でもって確認をしなきゃならないという、そういう。だから、抗原や抗体じゃなくて、あくまでもPCR検査、それが、本当に希望される町民が安易に受けられる、そういう制度・施策を町としても、ぜひとも考えていっていただきたい。

これらは今日、じゃ、そうしますという答えをいただくことは考えておりませんが、これは必ず必要なことなんです。だから、国が、また県がこれを許さないから云々じゃなくて、町独自でもそういう方途に道を開けていくということをぜひとも進めていただきたい。

次に、3番目。第2波の峠が過ぎたという、ピークが過ぎたというものの、まだまだ油断はできません。この感染予防をやはり町民に訴える。そして、その啓発もまだまだ強化をしていかなきゃならない。とにかく油断、気を緩めるな、そういう。

私も、極力、防災無線を聞くようにしているんです。朝、7時に。毎日聞いています。コロナの話は、何回かに1回は、たまに言うんですね。あとは、連絡事項とか何か、もう短い言葉で済ましているんですが。たまに町長から

町民にアピールする、そういうコロナ対策への、感染症対策への予防なり、そういった対策への呼びかけを行政無線を通して訴えたらどうか。

そして、甲良町なりが出している、こういう広報、その中には必ずコロナを入れる。１日と１５日は広報の日、そういう中にも、コロナは優先して入れていって、徹底的にこの啓発を強化していく。そういうふうにはしたいと思うんですが、どうですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 今、建部議員がおっしゃったとおりで、町長自ら放送、あるいは町長のメッセージを伝達するということは非常に大事なことだというふうに思っていますので、緊急を要したときには放送もさせていただきますが、現在はやっぱり啓発・広報を常時充実させるということが大事だと思っております。

新型コロナウイルス対策、甲良町の本部会において、役割分担としては、会計管理者が広報班チーフで、この頃は男性職員の放送が多くなっておりますが、そのチーフに会計管理者が当たってもらっておりまして、積極的にご提案いただきました。今後も続けてコロナ対策の啓発、防災行政無線をはじめ、ホームページ、広報を通じて、適宜、時期を得た広報については、もう一度、会計管理者にも相談をしながら、実施をしてまいりたいというふうに思います。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 確かに、行政無線は男の人が多いです。上手下手は言いません。でも、やはり、そういう放送、アナウンスにたけている人と、苦手と思う人があると思うんですが、私、聞いてて、聞きやすいなとか、いいなという思いはありません。これは、町も人選については工夫をしていただきたい。今している人が悪いとか、そんなんじゃないです。

それと、１点お願いをしておきます。こういう「広報こうら」とか、町からの広報が届かない家庭、所帯がある。それは住民課長も実態は把握していると思うんですが、私は多分、甲良町内で２００世帯ぐらいはそういう家庭があるんじゃないかと思います。

それと、行政無線がない家があります。最近の若い世帯はほとんどないですね。その行政無線、例えば世帯分離したとか、世帯が増えた、その都度、町が配布しているかどうか分からないんですが、一応、そのおうちから要望がないと渡せないのか、それとも今はもう渡しているのか、渡してないのか知らないんですけど。そういう無線のない家があるし、仮にあっても、もうとにかくボリュームが大きい。私も極力絞ってするんですが、非常に、時には、こちらから発信しているときの音量によって、非常に耳ざわりの鳴り方をし

ているときがある。そういうことで、うるさいというので、あっても切っている家がある。

そういうことで、必ずしも甲良町から発信する広報なり、行政無線を町民の全てが聞いているとか、全てが目に見えているということは思わないでほしい。だから、どうしてそういう、町民に啓発・啓蒙していこうかという工夫も考えてもらわないかんけど、問題はそういう広報の届かないおうち、行政無線のないおうちというのを一遍、調査をしてほしいんですよ。

以前、西澤議員から、今の町民の暮らしぶりなり、町民の要望等をアンケートを取ったらどうかという提案がありましたが、私はその中にぜひとも、こういう広報が届かない、また、行政無線のない、そういうところ辺りの世帯がどれぐらいあるのかという調査も必要じゃないかというふうに思います。これは余談ですけど、一応、お願いをしておきます。

次に、地方創生・人口減少対策の現状はというので、最近はコロナ対策で、もう町の事業、これはもう各民間でもそうでしょう、もうコロナ一辺倒で、年度当初に計画を立てた事業・施策、そういったものが、もうコロナに押されて、どこまで、本当に事業がやられているのかと思うぐらいな感覚になるんですが。

何ととっても、このコロナは別にして、甲良町における行政課題の最大課題は地方創生・人口減少対策にあるんです。これはもう甲良町の最も重要な課題です。その課題、事業、今年予定をしていた事業が幾つかあるんですが、企画監理課長、その事業の進捗状況はどうですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 令和２年度におきましては、２２事業ということで進めていく予定です。コロナ対応による出遅れ事業も当然ございます。今後も進めてまいりたいと思います。

事業内容については精査、総括して、今年度策定している総合計画と一緒に今後策定していくというふうな予定で、新しく総合戦略も策定していくというふうな予定をいたしておるところでございます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 企画監理課長、ちょっとちぐはぐな答弁しないで。

私は、今年予定をしている、今、２つの事業、この人口減少対策に対する事業なり施策は、今年予定しているのは２つ。それで、今しているのはこれから策定する云々というような話をしているけど、その事業の進捗を聞いているんですよ。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 すいません。一応、２２事業ということでございます。

その中に当然、いつものような住まいの補助金であるとか空き家バンク、そういうのは当然進めているところです。その中に、コロナの関係で、企業誘致であるとか、一括窓口であるとか、そういうのがちょっと出遅れしているというのが現状ですということでございます。すいません。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 では、続いていこう。

出遅れている、まだ手もつけてない部分もある。本当に、この一番の課題の、この人口減少対策が、残る半年でそれらの事業をこなすことができるのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 完了というようなところまでという話にもなるんですが、今後は、コロナもちょっと終息ということもあり、進めていこうというふうに思っております。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 コロナは確かに大変。でも、コロナを理由にして事業ができないということ、こんなこと理由にならないよ。だったら、その事業、できないものもできるかも分からない。その事業の見直しとか、計画変更はあるのか、途中で。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今の個々の変更というふうなことは、今現在、ただ、進めるということで、計画変更はしていかなければならないと思っております。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 ここで、口頭でいろいろ聞いていても駄目です。今年予定をしていた地方創生・人口減少対策事業、その22事業を全て挙げて、その進捗状況と、そして、この年度内にそれが実施可能かどうかという見通しを立てた資料を、この議会中に提出をお願いします。

次に、3番目に行きます。これは以前の一般質問からということで、おさらいみたいになるんですが、以前に質問した内容について聞いていきます。

まず、住居表示、大字があって、必ず正式な文書とか、重要なものについてはそういう表示をしなければならない。何とかその大字を省略できないかというので、前回、一般質問でしました。

できるのは、簡単にできるんです。やはりそこで、プロセスとして、やはり住民合意、やっぱり町民の皆さんもそういうことを希望されているかどうかという、そういう見極めとか、そういう手続等がある。だから、多分、検討するにしても、準備するにしても、そういうスケジュールを追ってやっていかなきゃならないんですが、この住居表示に大字を除く取組の進捗の中に、

ちょっと前に触れますが、町長は前のときに「私も大字を省略できればいいなと思っている」とはつきり言いました。研究・検討期間や世論の合意期間が必要だと、行政で研究に入りたいという答弁をされています。それが、私は12月議会、去年の。それで言っているんです。もう既に9カ月近く、そうなります。検討が進んでいるのかどうか、どうですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 答弁、そのとおり申したはずであります。研究・調査は進んでおりません。申し訳ございません。

議員の昨年12月議会の質問と私の思いはほぼ変わっておりませんので、世論とかの前に、行政で段取りをしないと、こうしたらできる、こうしたらこれだけ経費がかかるということを調べ上げてお示しをしていかないと前に進まないということを思っていますので、遅きに失したかもしれませんが、このご質問をいただいた後、最寄りの所管プロジェクト、あるいは担当課でできるかということを具体的に考えさせていただいて、こんなことが課題で、こんなことを進めなければならないということを、まずは議会にご提示ができ、検討資料の提示ができるようにしてまいりたいというふうに思っています。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 その12月議会の質問の中で、住民課長からも聞いている、例えばそれをする場合、いったら特にコンピューターなり、機械の中でその大字を外す、やはりその作業が要る。そういうものを切り替えるための経費が、そのときでは6,000何百万とか言っていた、そのような費用がかかるということを言っていた。

私は、仮に来年4月1日からそういうふうに切り替えても、そういう機械の切替えの整備については、単年度で6,000万を一遍にかけるんじゃないしに、仮に2年ないし3年ぐらいかけて、かけていく。ただし、一応、住居としては大字を外しても正式な住居であるという、そういうことにさえなれば私はいいと思うんですが、取りあえず、今、まだ全然検討がされてないという。

そのときの答弁では、研究に入りたいという。アンケートを取って世論の調整というと、大字取ったらどうですかと言ったら、皆さん賛成しますよ。問題は、そのための経費がかかるという、それが問題だけで、それをクリアできればいい。でも、これは地方創生なんかの事業で乗っかる補助金はないのかどうかということも検討されたいし、いずれにしても、来年4月をめざして、この大字を省略する住居表示の変更手続については来年4月1日をめどでやっていただだけませんか、町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 実施時期は、まずは検討資料をお出しをするということだけ、本日の答弁ではお約束させていただきたいと思います。そして、世論に訴えるということは、建部議員も今、申されましたが、行政がこういうスタイルでこうやるんやということをお示しして、まあまあ、ご理解いただくという方向でいくなれば、もう議会と行政の調査内容で詰めさせていただきたいなというふうにも思っています。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 私はぜひとも来年4月1日をめざして、このことについては町民に明らかにしていただきたい、そういう思いであります。

次に、ごみの収集指定場所の利便性は図られているかということですが、これも前の一般質問で挙げました。家から、そのごみの集積場まで運ぶのに1キロの距離がある。呉竹の場合は火曜日と金曜日、週2回あるんです。その週2回、その1キロの道のりを軽トラックに乗せて、毎回、運んでいる。せめてその近く、歩いて行けるところぐらいにあるといいなという。でも、前の住民課長の答弁では、区からあそことあそこに集積場を置いてくれという要望があれば町はするけど、町からはここからここに置きなさいとは言えないというような感じの答弁がありました。

私はそうじゃなくて、やはり町からも、そういう町民の利便性を考えるなら、区長さん、もう1カ所ここら辺ぐらいにどうですかという、むしろ町の方から、そういう町民が行政サービスを受けるのに、私は20メートルもないですから、歩いて毎日出します。でも、ある方は1キロの距離がありますから、雨の降った日、雪の降った日、そのときも車で運ばなかったら、1キロの距離、ごみ出しできない。そういう人のために、町内の行政サービスはやはり等しくというか、みんなが同じような条件で受けられるという、そういう町政をしいてほしいと思いますが、住民課長、どうですか、そういう区長さんにお問い合わせできませんかね。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 区長会の方でご希望されましたら、当然ごみステーションを増やすということには対応させていただくというお話はさせていただいていますが、現在の状況の方を言わせていただきますと、燃える・燃えないごみの指定集積場所については、去年は町内に124カ所ありました。呉竹が1カ所増えまして、現在は125カ所になっております。また、収集指定場所を要望により移設・変更したのが、呉竹1カ所、長寺1カ所ございました。また、資源ごみの収集指定場所は、下之郷の方で1カ所増設しております。また、長寺地区につきましては、毎年、評議員さんの交代により、組により場所の持ち回りをされているところがございますので、そういったところは

適宜変更させていただいております。

先ほど、建部議員さんがおっしゃるように、現在ごみのステーションの管理というものに対しては、各字、区長さんの方でお願いしておりますので、どうしてもステーションの管理をできるというところの数というところで、区長さんの方もご思案いただいているような感じでございます。そういった要望があったら、都度、利便性を図って、改善を図っていきたいというふうには思っております。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 やはりあくまでも、その字・区からの要望がないとできない。むしろ、どうですかという、町行政の方から呼びかけて、字・区の、むしろ区長さんの協力を願うという、そういう方法は取れないんですかね。もう一度聞きます。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 区長会場でごみステーションに対する要望の方は聞かせていただいておりますので、そういう呼びかけの方はさせていただきます。ただし、管理状況で区長さんの方が検討していただいてという段階でございます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、同じ行政サービスを受けるのに、そういう利便性を考えた場合、非常に不便な人と非常に便利な人の格差ができるということについては、ぜひとも一日も早くその解消をお願いしたいというところでございます。

次に、同じ住民課長になりますが、高校までの医療費無料化の検討は進んでいるのかということですが、これは、以前の答弁では、町村会で皆さんが一緒になって県に要望していると。その要望の進捗もそうなんだけど、仮にそれがなかったら、甲良町で高校生の、高校生に限らず、18歳までの人の医療費は無料化にできんかという検討はどうされましたか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 12月の方に答弁させていただきましたときの課題として、財源的に大体400万弱要するというようなことも申しましたので、現在、先ほど建部議員さんの方がおっしゃっていただきました、県の方へ町村会により子育て支援策として15歳までの無料化というのは引き続き要望しておりますが、なかなか今のところ、手だての方は向こうもあまり変わっていない状況でございます。そして、甲良町の単独事業としまして、高校までの無料化に関しましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という形の中の経済的支援の充実策ということで検討ということを話しておりましたけれども、

現在のところはできておりません。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 町長、これも来年4月をめざして、何とか高校生の医療費無料化についての、住民課長の単独では、これは判断はできませんので、あとは政治的に、政策的に実施するか、しないかという返事はというか、答弁は町長にお願いするわけですが、ぜひとも来年4月1日をめざして、この問題についての無料化はどうですか。やっていただけますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今のところ、甲良町、財政脆弱ということもありまして、教育委員会の給食費のことも議論になりましたし、試算もやっておりますし、今、400万ということですので、恒常的に財源が続けられるかという、そういうことも内部検討をして、検討したいと思います。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 町長の十八番「内部検討をして」。検討というのが非常に多いんです。以前に私、指摘しました。検討すると言うから期待を持たせていただく。今言ったことが何カ月後かには変わる。いや、そうじゃない。朝、言ったことが夕方には変わるという状況もあったみたいなんです、この検討だけじゃないんです。本当に、ど真剣に、それはやるという意思で検討を進めてください。

次に、小中学生の学力の現状は、これについて教育長、後の人もその質問をされるので、ちょっとももう軽くいきます。

今年5月に、いつもなら小学校6年生、中学校3年生の学力テストがやられる。今年、残念ながらそれがなかった、コロナのために。その結果、全国的に滋賀県は下から第何位にいるんだろうなというのが、私、いつもそれを見ているんですが、今年はそれが見られません。

しかし、現状として、このコロナによって学校の休みが多くなるわ、そして、いわば授業時間の確保が難しくなって、どうですか、子どもの学力、伸びるんですか。これ、落ちているんですか、今、現状では。

○阪東議長 教育長。

○松田教育長 昨年度、甲良町学力向上へのチャレンジという施策を策定しまして、小中学校、そして保幼におきまして、継続性がある、具体性のある取組を進めてまいっております。

今、建部議員おっしゃいましたように、今年度、全国学力・学習状況調査につきましては中止という方向性が出され、一斉には実施されませんでした、甲良中学校におきましては、学校独自で例年のように実施をされました。その結果も、県の専門家と結果分析をして、中間報告をいただいています。

それを少し具体的に申し上げたいと思います。

数学と国語について、甲良中独自の実施でありました。数学の結果につきましては、少し正答率が上がったということで、ポイントにしますと3.8ポイント正答率が上がりました。国語科におきましては、これは大きな伸びを見せております。正答率で申し上げますと、昨年度の正答率から見ますと22.9%の伸びを見せています。ただ、各子どもたちの回答を見たときには、まだまだ白紙の回答も、設問によっては答えられないというのがありますので、中学校におきましては、日常の授業の中で簡単に諦めることなく、粘り強く答えを導いていくという、そういう指導もなされています。

東西の小学校におきましては、実施はされていませんが、授業の中で全国学力・学習状況調査の問題も扱いながら、子どもたちと一緒にあって、そういった調査問題の解き方を教師と一緒に考えているというようなところでは、

ただ、目に見える学力、その前の見えない学力ということで、読書活動にも東西の小学校に力を入れてもらって、貸出し冊数も、昨年度ですけれども、400冊の増。図書室・図書館の利用者数も400人増というようなことも情報として頂いていますし、予算化してご支援いただいています日本漢字能力検定協会の漢字検定につきましては、子どもたちが意欲的に取り組んで、その学年に応じた級、あるいは学年以上の級へのチャレンジャーも、およそ、子どもの割合でいきますと93%というような結果を見ているところでは、

いずれにしても、先ほどの中学校の国語科の正答率の伸びというのは、やっぱりこれから学力向上を進めていく我々教職員、行政、全庁挙げて一生懸命やれば、子どもたちはそれに応えて学力を積み上げていくという、そういうような糧になるのではないかなと私は個人的には思いまして、この辺のところを強調しながら、これからも教育現場の先生方、あるいは関係の教育機関とも連携しながら、全庁挙げて甲良町学力向上へのチャレンジも進めていきたいというようにちょっと考えています。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 小学校はやられてないけれども、中学校では、数学は僅かでも3ポイント、国語については22.9%、大幅に伸びた。それは非常にいい傾向でありますし、本当に歓迎すべきことなんですが、やはり白紙で出したという子、そういう子どもに対しては、これはもう学力の向上じゃないんですよ。学力を保障するという取組をしないと駄目なんです。白紙で出さざるを得ないというその子どもの状況、それを教師がどう捉えるか。その学力の保障に対する取組を強化していただきたい。

教育長は、前の一般質問の中で、学習の支援対策として、質の高い教師、

講師、支援員、相談員の適切な配置を願うと。そして、学習支援対策として、分かりやすい授業づくり対策として、授業の指導を受け、先進地研修の実施をすると。私、そのときに、秋田県はどうですかと言ったことがあるんですが、その研修はされましたか。

○**阪東議長** 教育長。

○**松田教育長** 今年度、予算化していただいて、ICT教育の研修、あるいは今、議員の方から指摘ありました授業づくりの研修等も予定しておりましたが、今現在、実施できていないというのが現状でございます。また現場の先生方と共に、どのような形で、今年度中にでも実施できるものについては実施していくということで、協議をしていきたいと思っております。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 私、このコロナによって授業数が少なくなった、非常に学力が落ちたんじゃないかなという危惧をしていたんですが、一応安心はしました。でも、やはり白紙の子ができているということに対して、非常に憂慮しております。その子どもたちの学力の保障を何とか努力をされたい、そういう思いであります。

次に、1月の町長選挙において、選挙ビラに虚偽の記載をしたことに、何らかの形で、これは町民、選挙民に対してです、何らかの形で謝罪は考えていきたい。そして、辞職については、辞職することも、自らの処分も考えていないと答えられたが、町長、この件については、もうけじめはつけないつもりですか。あれから3カ月以上たちますけど、まだ町民への謝罪がありません。どうなんでしょうか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 何らかの形で謝罪をするという答弁をさせていただいております。ちょっと遅れているんですが、6月議会をけじめに、私には野瀬喜久男後援会というのがありますので、できれば後援会報の中で謝罪も載せたいと思っておりましたが、遅れております。9月議会が終われば、10月には広報を発行したいというふうに思っています。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** しっかりとけじめはつけてください。

次に、職員の定数と人事管理についてであります。

今年の4月1日から会計年度任用職員制度ができました。会計年度任用職員というのは、もう地方公務員法に規定されています一般職の職員となります。その職員が、この4月1日で、会計年度任用職員も2つ分かれて、1つはフルタイム、1つはパートタイムということで、私、これ、「210人」としてありますが、厳密に言えば206人です。その職員が採用されて、今、事

務を行っています。

甲良町の定数条例は140人、その140人の内訳は、町長部局で88人、教育委員会部局で52人、兼務を除くこの140人というのは、今、平成13年に改正された定数です。それを70人超える206人が、今、町の職員となっています。ひどいことに、その職員の中に、これ、「広報こうら」5月号で、職員の人事配置を公表しているんです、この中に。この中には、会計年度任用職員、要するにフルタイムとパートタイマーに分けて出ているんです。でも、ここに出てない職員が、実は46人もいます。

総務課長。ここの答弁、私、町長にと思っていたんですが、総務課長になっている。これは、町が出した7月1日付の人事配置表、組織図ですね。その中に、会計年度任用職員はフルとパートに分かれて、パート職員の中に、右の方に46人がだ一っと改めて出ているんです。これ、今まで公表してなかったんです。議員に対しても、この町の組織表の中には、その46人の、実際は町に採用して、実際は仕事してもらっているんだけど、この名簿から外されて、46人が出てきている。

主には、保育士、調理師、そして支援員、そして学童。それらが非常に、小学校なり中学校なりの非常勤講師、教育委員会の部局が非常に多いんですね。そういう中であって、非常に甲良町の職員体制、肥大化しました。町の条例では140人。そして、現時点での職員数206人。私は少なくとも、一気に駄目なんだろうけど、3年計画ぐらいで、定数140人に近づけなければならないんじゃないか。

そして、そのうちで、俗に言う正規職員、今でいう、今まで試験を受けて地方公務員になった正規の職員が104人しかいない。実は、定数の条例の140人というのは、そういう正規の職員で140人。ただ、それを補充をしてきたんだけど、補充するよりか、臨時で雇っている方が賃金が安いし、その方が、そして臨時なら半年、いや1年で首を切れるからというので、安易に臨時を採用し続けてきた。そして、正規の職員は104人。私は、その正規の職員は140人に増やしていかなきゃいけない。今でいう会計年度の任用職員については減らしていき、正職を増やしていくという。そして、何よりも、その仕事をこなす能力のある職員、そして、その仕事に対する責任を感じる、責任と能力のある職員が140人そろったら、210、206人の職員は要らない。

そういうことで、206人に肥大化した職員体制を、今後どう改善していくのか、総務課長。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 この件です。まず、定数のことだけ、基本だけ言わせてもら

っておきます。

自治法の172条3項のただし書によって、職員の定数は条例でこれを定めると。ただし、臨時または非常勤の職についてはこの限りではないというふうにうたわれていまして、定数上の話でいきますと、会計年度職員は定数には入らないというのが、まず大前提であります。ただ、今言われているのが、実態として206人いるので、その総数をというようなことだと思います。さきの総務民生委員会で、このテーマで議論されまして、そのときに指摘もされております。定数条例と実態が合っていないということで、それをどうかせえという話が出てまして、町長の方もどうかすると。なおかつ、どうかするということが途中で頓挫しないようにというような、ちょっとご指摘も頂いていますので、それに取り組むことにしました。

課長会で、まず、総務常任委員会が出された意見を言いました。定数条例は長いことさわれてないし、実態に合っていないというので、まずは、定数は140ですが、実態、どれぐらい必要なんかというのを調べようということで、まず担当者を置くことにしました。総務課の課長補佐と総務課員で町長部局を、ご指摘のあった教育委員会部局が肥大化していますので、教育委員会の事務局の課長補佐と担当4人で取りあえず取り組もうと。これ、取り組むのに、まずどういう作業をするのかということをして4人で考えてもらって、次の課長会でちょっと報告をしてもらって取り組もうというふうに、毎月、頓挫しないように、課長会で経過を報告する予定をしています。

実務としましては、総合計画を今、見直していますので、その中に行革の委員会が今年度発足されましたので、それが8月の末に行われましたので、そこで、まず、うち、定数に取り組むんやというようなことを相談させてもらって、指導を受けながら取り組むというような確認もさせてもらって、今、準備していますのは各課の業務がどれだけあるのやというような調査票を今、配ったか、配らんかぐらいの時期でありまして、それを集計して、そういう報告を受けながら、毎月、課長会で検証しながら、この問題には取り組んでいきたいなというふうには思っています。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 総務課長、前の地方自治法では、確かに臨時職員、嘱託職員等は職員の定数に入れないということは明記している。でも、今回の会計年度任用職員というのは、元々法律は、働き方改革によって同一労働・同一賃金という精神で、この会計年度任用職員ができた。その任用職員は、国の指導では、国の指導というか、そのように、もう地方公務員法の適用がはっきりとうたわれている。会計年度任用職員については、地方公務員法が適用される。だから服務においても、懲戒処分、分限の処分も一応公務員並みにやられる

ということがはっきり明記されている。だけど、総務課長は、その会計年度任用職員は職員の定数には含まれないからということ、どれだけ雇ってもいいという論法か。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 どれだけ雇ってもええという論法じゃなくて、今、議員のおっしゃられたとおり、身分は地方公務員法で公務員というふうにならなれてます。ただ、定数の数え方は、地方自治法でそのようにカウントするんやということを申し上げただけでありまして、だから、何人も雇ってもええということではないと。考え方はそうです。

定数をまず整理して、議員のおっしゃるように、理想は正職でそろえて、それなりの責任を持って仕事をするのが理想だと思っていますので、それに向けた定数の確認作業を今しているところであります。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 本末転倒しているんじゃないかなと思いつつ、総務課長の先ほどの答弁を聞いていた。本来、140人という定数が定められている正規の職員でもって、甲良町行政の業務がなされるというのは本筋。ただ、それは104人しかいない、定数から切れている。その分、パートやフルタイムでもって、今、以前で言う臨時職員とか、そして嘱託職員で、今まで穴埋めしてきた、それ以上に。本来は140人の正規の職員をきっちりと雇うべきだと。それでいけないから、それで回れないからというので臨時職員や嘱託職員をお願いするというのが、それは筋なんです。

それをまだ、定数がまだまだいけるから、臨時でどんどんと増やしておきながら、正規の職員はそのままにしといて、まだ定数大丈夫、大丈夫と、今までやってきた結果が、今、206人になってきている。本末転倒というのは、私はそれを言っている。

行政職は、本来、その正規の職員でもって140人。仮にその140人が足らなかつたら、定数条例の改正をすればいい。そういう手続もせずに、こうして、どんどんと臨時や嘱託を増やしてきた。そのことから、私はこの改革はぜひとも進めていかなきゃならないし、全て、これ、人件費が跳ね上がってくる。悪いけど、現職の職員からしたら、少しでも仕事の量を減らして、何人もかかって、10人でできる仕事を20人かかってやろうという本音が出てくる。これでは行政改革にならない。

そのことを肝に銘じて、ぜひとも、この肥大化した町職員、その定数と、あと、人事管理については触れられなかったけども、これについても前の総務常任委員会で指摘をしているので、その点については、十分に心して取り組んでほしいと。あくまでも、今、甲良町の定数は140人。そのことを肝

に銘じてもらいたいです。

以上で私の質問を終わります。

○**阪東議長** 建部議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をします。再開は15時30分です。

(午後 3時13分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○**山田充議員** 3番 山田充です。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

早速ですが、質問に入ります。最初の質問の、合特について。合特には何があるのか。

○**阪東議長** 住民課長。

○**小林住民課長** まず、合特法についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

合特法とは、国におきまして、昭和50年5月に下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法というものが制定されました。これが合特法です。この法律の趣旨が、第1条で、下水道の整備等により一般廃棄物処理事業者が受ける著しい影響を緩和し、経営の近代化および規模の適正化を図るための計画を策定し、その事業を推進することにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的としたものでございます。

その同法の3条の中で、市町村は、当該市町の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化および規模の適正化を図るための事業、これを合理化事業と言いますが、これを定めることとなっております。

この合特法を根拠法令としまして、町の取組としては、し尿処理は下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了するまで、全体の規模を縮小しつつも、安定的に継続して行う必要があります。そのため、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化事業計画というものを29年3月の方に制定しております。その中には、し尿編と浄化槽汚泥編ということで、2つの合特の本がございます。

この合理化計画に基づいて、し尿収集運搬業者および浄化槽清掃業者に対しまして、一般廃棄物処理等の安定を保持するため、必要かつ十分な事業で

あって、実施が可能な事業の転換や資金上の措置等を合理化事業、合特とするよう定められましたので、ごみの収集運搬あるいは下水道施設の維持管理や道路清掃など、町がし尿収集運搬業者および浄化槽清掃業者に委託できる業務を、金銭補償の代替業務として、現在、合特事業として委託しているという状況でございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 2番、合特は、契約期間はいつまでなのかと。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 現在の計画期間でいきますと、し尿編の合理化計画の方は、平成14年から平成28年の当初15年間でございましたが、5年延長されて、令和3年度までとなっております。浄化槽編の合理化事業の方は、平成28年から令和7年の、現在10年間までの計画となっておりますので、それまでは少なくとも合特の事業契約は継続いたします。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 令和7年までですか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 はい、現在のところ、そうです。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 まだ5年。分かりました。

合特はいつまで続くのか。これ、聞いたが。何業者と契約をしているのかと。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 合特はいつまで続くのかということでは、今、計画の年度数を言わせていただきましたので、基本的には、この計画に基づいて、業務の支援額が補償額になるまでは続くというふうに考えております。

その業者といたしましては、し尿合特の方は1業者でございます。浄化槽合特の方は4業者おられます。ただし、1業者は重複しております。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 5番、地元業者はあるのか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 当初の契約の折には1社ございましたが、現在は事務所を彦根市の方に移転されておりますので、町内事業者の方はいらっしゃいません。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 合特は、新しく契約をする場合はどのようなになっているのか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 先ほどご説明させていただきましたように、合理化事業計画

を見直し、延長する場合においても、新規事業者が参入ということではなく、金銭補償対象者である、先ほどの現事業者との契約を行うというものでございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 地元業者でも契約ができるのか。これは聞いたな。

町長にちょっと聞きたいんですけど、これ、せめて、し尿とごみと切り離してもらえませんか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 最後の質問になっていると思うんですが、この合特法という法律が、設立のことは住民課長が申し上げました、議員立法でつくられた法律で、今、令和7年とありますが、補償が終わるまでということで、今まで、どんどん延長されております。したがって、法律がいつ終了するかというのが、この法律は見えないということであります。

要は、下水道事業が進むことによって、し尿収集と浄化槽清掃が、その業務を縮小することを、組合を組織されてきたし尿処理収集業者が業務縮小ということで、代替業務を出して行政対応しているという状況です。いわゆる、住民課長が申し上げましたように、金銭補償ではなくて代替業務、いわゆる仕事でカバーをしていくということでもありますので、先が見えないというか、そういう状況が今の状況ではないかと思います。

したがって、町内において、一般廃棄物の処理の資格を持った業者がおられたとしても、今、1社、4社と言われた、合を組織されてきた業者に、この法律に基づいて代替業務を出していくということでもありますので、新たに、その業者さんが合特の代替業務に参加をしていくということは、もう不可能に近いという状況であります。

したがって、町としては、その有資格業者に仕事を出す場合には、合特に基づいた代替業務でなくて、新たな業務をつくらないかんということになりますので、必然的に、町が自由に、潤沢に業務を出せるかということと、そうではありませんので、非常に法律に基づいたしぼりがきついということでございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 この調子やったら、もうほんなら、ほかの業者はできんというですか。もう一定ですか、ずっと、町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 結論的には、そうならざるを得ないということになると思います。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 我々が、ほんなら、生きている間は、もうあれかいな。死んで

も、もうそのままずっと一緒ということかいな。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 先ほどの補償支援額というものを計画の中で蓄積していただき、その補償額が満額になったときに合理化事業の方が終わりますので、そのときに、またこういった一般の委託事業というような形での参入になると思いますが、その時期がいつかと言われたら、そういった業務量と、あと支援額というものの、年度で集計しておりますので、それを見てということになります。ちょっと年度は、はっきり申し上げられません。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 自分は納得いきません。とにかく、この調子なら、絶対変わるということはないはずですよ、これね。これはもう町長が変えてくれなアカンのと違うのかな、これ。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 随分、この課題については以前から、法律ができてからの課題でありまして、特に、し尿収集が下水道によってなくなっていくということの業務補償ということになっていきますので、個別的にはまた山田充議員、住民課長にこんなことやというのをもう一度聞いていただけると、納得いきません。納得いかない法律です、そうです。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 これは納得いかんね、これは。これは、せめて地元の業者にごみぐらいはやってほしいんやけども、ちょっと今、納得いきませんね。

地元業者の観点も、合特も、地元業者が行うことが望ましいので、地元業者の契約としていただきたいんですが、しっかりお願いしたいと思います。

次に、質問2、南部工業団地事業の進捗状況を問う。現在の進捗状況はどうなっているんですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 現在は、南部工業団地、産業集積地ということで、整備事業者を募集するにあたり、今年度からになりましてから、ちょっと人事の配置、またコロナ対応の事業の増加というところで遅れてまいりました。今後、公募に向けて用意を進めてまいろうと思っております。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 2、これからの予定はどのようになっているのですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今後につきましては、中間開発事業者および進出企業、仲介者など、職種を問わず公募を行い、実施してまいるところでございます。また、参加企業などがあつたときは、プロポーザルにて選定し、甲良町に有

用な企業と判断されて、あと議会、また地元に説明を行った上で、協定締結まで順次、進められるかなというふうな思いでございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 3、町は南部工業団地をどのようにしようとしているんですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 産業集積用地として企業を誘致いたしたいと。進出企業そのものも含んで、開発業者、仲介業者を問わず公募していきたいというふうに考えております。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 町長は南部工業団地をどのように考えているのですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 私の前任の町長が南部工業団地の開発に積極的に動かれました。公募をした上で、中間開発業者の公募をされたんですが、結局、中間開発業者が応募をされなかって、当初の開発が断念されてきたということがあります。

基本的に、私が就任してから「どうすんねん」ということを何度か聞かれていますので、もう町有地でございます、28.9の山林であります。したがって、有効活用して、町のためにという、他の議員もそういうご意見でありますので、企業の参入業種を特定することなく、産業集積用地という大きな名称をつけさせていただいています。

産業課長が申しましたように、本来なら6月ぐらいに公募要領を議会に発表して、そして公募をするという事業公募の予定だったんですが、今、それが遅れていますので、急いでその方向で入っていきたいというふうに思っています。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 5、町はいつまでにこの南部工業団地を整備しようとして考えているのですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 まずは公募からということで、企業誘致を進めてまいりたいというふうに思います。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 国の施設を議員で誘致しようと嘆願をしていくように考えているが、それに対してどのように思うか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今、前提の進め方を申し上げました。開発について、良い誘致ができればというふうに思っておりますので、この前提であれば、どなたでも

有効活用できるようにしていただくというのは異論はございません。よって、議員自らが汗をかいていただいて、お力を貸していただくということにつきましては、私からも逆にお願いを申し上げたいところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**阪東議長** 山田充議員。

○**山田充議員** 7、町長のこの南部工業団地の整備事業に対しての意気込みを聞かせてください。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** この間、大林組から無償で頂いたという経緯で、開発がここまで遅れておりますので、公募をし、企業誘致をしているんやという町の態度が表に出ていかないと誘致活動は活発化しませんので、取り急ぎそういう状況に持っていきたいというふうに思っておりますし、その方向は常に情報発信して、粘り強く、いい業者さんが進出いただけるようにというところまで、粘り強く頑張ってやっていきたいというふうに思っているところであります。

○**阪東議長** 山田充議員。

○**山田充議員** 甲良町にとって、南部工業団地整備事業は人口減少の食い止めにもなると思いますので、早期開発をしていただきたいので、しっかりと進めていってください。

これで、私の一般質問を終わります。

○**阪東議長** 山田充議員の一般質問が終わりました。

次に、2番 岡田議員の一般質問を許します。

2番 岡田議員。

○**岡田議員** 2番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

今年4月に入ってから、呉竹地域総合センターの職員異動で、今まで対応していた職員が全て入れ替わり、呉竹の現状を把握している職員がいなくなったことを区長からお聞きしました。その影響により、住民サービス、隣保事業などの業務が正常に機能していないのが、今の呉竹地域総合センターの実情です。この状況に、呉竹区民は呉竹地域総合センターへの不信感を抱くとともに、強く憤慨していると聞いております。

そこで、このような現状をふまえて、行政としても、どのような考えで今年度からの呉竹地域総合センターの運営方針を変えざるを得なかったのかお聞きするべく、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今年度から呉竹地域総合センターでは、新体制の下に運営方針が大きく変更されたが、町長の指示の下、変更されたのか。それとも、館長独自の考えの下、変更されたのか。なぜ、このコロナの影響で混乱してい

る時期に、呉竹区民に何の説明もなく、急に変更したのか、理由をお聞かせください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 甲良町行政といたしましては、先ほどの丸山議員のときにもお答えしましたが、職員が職務に専念することということはもちろんでありますし、コンプライアンス遵守、上司の職務命令に従う。これは何度も申し上げてきたところでありますし、その基本が変わったわけでもありませんし、その基本どおりに全職員に取り組むように指示をしているところであります。その方針につきましては、前年度も今年度も変わってはおりませんので、何ら町長の方針が変わったわけではございません。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。

様々な理由により、早急に運営方針を変更しなければ、私はいけない理由は分かりますが、先ほど、町長は変わっていないという認識でおられるんですけれども、うちの呉竹区民としては、やはり今までの館長が正しいか、悪いかというのは、当然、区民には分かりません。今まで、実状としては、そのようにやってきたことに対して、急にやはり変更になったという認識が非常に強く感じておられるところです。

そうしたことにおいて、何ら変わっていないのであれば、やはり呉竹区民に対して、当時、ちょうど2年か3年前の不祥事の事件に対して、そのときに第三者委員会でも決められたことについては、お金の預かりについても、そのときに、もう既にしなければいけないことが、今まで、逆に言えば、ずっとそのままほったらかしになっていたのが現状ではないでしょうか。

住民全体のまちづくりをめざしておられる町長なら、この呉竹区の現状をやはりきちんと把握して、どのようにすれば呉竹区民が安心して暮らしていけるのかを考えると、やはり行政が、その呉竹区民に丁寧に説明して理解をしてもらい、そういう話合いをするべきではなかったのでしょうか。今まで長年やってきたことが、全て引き継ぐのがよいとは思いませんが、双方がやはり話合いをしながら、呉竹地域総合センターの運営が日々向上できるよう、図っていただきたいと思います。

2つ目に、呉竹区民の方からは、呉竹地域総合センターの隣保事業の正常化の声が上がっているが、この隣保事業とは、行政ではどのように理解されているのか。このセンターが建設された経緯と併せて見解をお願いします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 申し上げましたように、私も、センター職員も、課題の一つ一つに前向きに取り組んでいくという基本姿勢には変わりはありません。呉竹

の隣保事業については、現センター職員も勉強をし、その位置づけについては基本的に理解をしておりますので、センター職員と私は、認識としましては、元々呉竹は隣保館が昭和31年の隣保事業の当初から開設をされているという歴史がございます。そして、今のはばたきの館につきましては、厚生労働省からの隣保館の国庫補助金等を財源として、平成22年度に新しく開設をされているところでございます。

隣保館という言い方やら、コミュニティセンターという言い方はありますけれど、地方公共団体については、住民の福祉の増進というのがもう基本でございます。そして、隣保館は、社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点としての、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行うということが明記されております。したがって、地域総合センターという名称がつけられているわけでございます。

平成28年には、部落差別解消推進法が施行されまして、その法律をもってしても、福祉と人権のまちづくりとして、隣保館の果たす役割は非常に大きいという基本認識をしているところでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** はい、すみません。町長のお話とかぶるところはあろうかと思いますが、私なりに隣保館の現状と課題について調べてみました。

隣保館は設立以来、同和問題解決のための地域の拠点施設として、各地域の実態に即して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、文化、教養、社会教育、地区における団体育成等に関する事業を実施するとともに、同和問題をはじめとする人権啓発に関する活動に努めていたそうです。

特に、生活面における諸制度の利活用をはじめ、日常生活における悩み事の解決など、物心両面への支援が隣保館の大きな使命と捉え、地域住民の生活改善指導を中心にしながら、周辺地域住民の参加を呼びかけて、隣保事業を実施してきた。その結果、地域住民の生活支援と自立促進に一定の成果を上げたとは思いますが、現在においても、生活保護受給率や不安定就労、児童生徒の低学力傾向の問題等の課題が残されているように思います。

また、生活環境が大きく向上した住民と、成果があまり得られなかった住民との二極化が具現化している問題、そして、自立に向けた事業実施に際し、目的についての説明が十分でなかったことなどから、行政依存の体質に陥り、一部に自立促進という目的に逆行した意識が生まれているという課題や、隣保事業や各種団体等、地域内活動への参加者が固定化して、まちづくりへの協力が低調となっていてきていることなど、課題が山積しています。

呉竹地域総合センターの現状を見てみると、本当にこれらの隣保事業がき

ちゃんと理解して行われているのか、もう一度、やはり行政と区民が手を携えて、運営方針を双方が話し合い、決定するべきではないでしょうか。

そして、私もちょっと調べたところ、本来なら運営委員会が設立されて、やはり住民主体ということで、そこで話し合いを持つと。そして、ある意味、行政の方は側面の方から手を携えてもらえる、そういう関係を築いていければ地域の向上につながるのではないかなと思います。現状、どこからちょっとなくなったのか分からないんですが、当初のそういう目的、そこがちょっと失われて、今こういった現状を生んでいるのではないのでしょうか。

それでは、4つ目に、呉竹区から要請文書が、区三役の会議、評議員会で協議の上、決定して、行政に提出されたと区長から聞いたが、町として、この要請文書について、どのように受け止めているかお聞かせください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 地元呉竹区の区長さんから、7月31日付で「呉竹地域総合センター（隣保館）の正常化を求めます」というタイトルでの書面質問を頂きました。回答指定日でありました8月31日付で、町長から回答書を区長様にお渡しをいたしました。

この提起をいただいている岡田議員の、混乱しているやないかという点については、書面回答もさせていただきまして、この回答を基に、町長をはじめ、センター職員含めて、呉竹区と協議をお願いしました。協議の場を設定していただくようお願いしまして、区長さんもお了解いただいて、近く日程を、区長さんの方から連絡をいただくという状況になってございます。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 回答の方、ありがとうございます。

呉竹区民の呉竹地域総合センターの運営に対する思いや、やはり現状をよくしたいという強い願いでもあります。この要望書に基づき、誠意ある回答をしていただけたかどうかは、私、中身をはっきりと見てないので分かりませんが、やはり問題解決に向けた第一歩を踏み出していただき、双方にとって納得できる環境をつくっていただければと思います。

5つ目に、国から隣保館という位置づけで補助金というか、特別交付金が出ておりますが、当時、どのような経緯で交付されたのか。また、最近では、この特別交付金が正しく使われてないように感じることを覚えますが、見解の方をちょっとお答えください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと長くなるかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

交付金ではなくて特別交付税、特交というのは特別交付税でございます。元々厚生労働省から隣保館の補助や、あるいは教育施設に対する各種補助金

を充てて、複合施設としての総合センターが建設をされています。

今申し上げました交付税の中には普通交付税と特別交付税がありまして、特別交付税を略して特交というふうに表現しております。財政脆弱な本町としては、同和対策事業特別措置法が施行されて以降、町の最重点事業は、住環境を含めて、教育、福祉、各種事業に取り組むことにいたしました。もうご存じですが、国庫補助金は3分の2の補助金で、そして、有利な起債が発行できたということで、各事業主体の公共団体の一般財源負担は軽くて済むんやよということであったんですが、補助対象にならないとか、補助対象外というのも結構ありますし、そういうことで、財政脆弱の甲良町については、財源不足を生じました。これが1期の財政ピンチの状況でございました。

したがいまして、財政健全化計画、今も言っていますが、健全計画を樹立いたしまして、同和地区人口比率の高い類似の甲良、豊郷、虎姫、3町が県内特例3町という名称で財政援助の活動をしたのが、結果として特別交付税で確保して、国、県への要望活動をするという状況になったのが始まりです。

この3町を特例3町として県も位置づけておりましたし、そして、法失効後の平成14年には同和问题解決のための財政対策全国協議会という、全国で類似町が力を合わせて要望活動をやりましょと、国へというのが、12市町で構成をしています。それが特別交付税活動の要望活動でございます。

現在、県内では甲良、豊郷が2町連絡協議会を組織をして、継続的に要請活動を行っているところでございます。

ちなみに、昨年度の特別交付税は3億9,267万2,000円で、前年比443万6,000円プラスということになりましたが、日野町もプラスだったんですが、ほかの4町については全部マイナスということで、財政、苦しいだけではなくて、甲良町のビジョンを語ったり、良いまちづくりを進めるんやと、課題はこうなんよと。だから、財政ピンチを町にということ、県にも、国にも、個別にも訴えている特別交付税でございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 先ほど、いろいろとお聞かせいただいて、私の方も勉強にはなりました。でも、やはり一番支援が必要とされる地域に、やはり福祉や教育の向上などを図ることにより、甲良町全体のまちづくりが向上すると思われるので、引き続き、できるだけやっぱり支援の方をしていただければと思います。

そして、最後の質問になりますが、この質問の6つ目に、住民自治の向上をめざす町長の指針からすれば、今の、私は混乱していると思っているんですけども、呉竹センターの運営をどうにか立て直しをするべきだと考えられ

るが、何か具体的な方策はありますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 先ほどの回答でも申し上げましたように、私も含めて、センター職員と区長様が課題としているところを具体的に協議をすると、協議の場を設定していただきながら改善をしていく、さらには、呉竹センター館長が今後の運営委員会のスケジュールも申し上げておりますし、それから、アウトソーシングということも申し上げましたので、今年が調整年で、来年度がよいスタートを切れるようにということで、今年、後半、区長様と十分調整をして、いいセンター運営、いい区運営になるように調整をしてまいりたいと思います。

柱は2つあります。1つは課題であります、この協議費の徴収体制を確立すると。これが従前、不祥事が起こって、公金・準公金を取り扱わない。協議費については、公金にも準公金にも属さないということから取り扱うものではないということで、もう早くに、センターでは区直接に徴収していただくということができていたのに、それが戻ったということで、今、その徴収方法で混乱していますので、そのことについては、行政も取り扱いませんという通知は私が出させていただいて、そういう方向で今、区長さんも前向きに検討いただいていますので、それを調整すると。

もう一つは、岡田議員おっしゃいましたセンターの運営委員会を条例規則に基づいて設置をして、メンバーを選定をして、センターの運営については運営委員会で協議をして、そして事業を進めるという、その基本を、2つを主には調整させていただきます。

併せて、事務推進が適正であったかどうかについては、監査委員のアウトソーシングで事務監査を進めていただくということも、これはふくそう的でありますけど、課題は協議費と運営委員会という2つに絞って、区と調整をさせていただきたいというように思っています。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほど、協議費のことについては、私もかねがね、いろいろと考えていることもありまして、やはりお年寄りの方で、車も乗れない方も非常に、呉竹区の中では多いかと思います。そういった中で、今まで、よいか悪いかは別として、センターの方に預けたら大丈夫だろうということで、わざわざ足の悪い中、歩いてこられて、急にこの4月に入ってから、何度も何度も、3回ぐらい行っても何か受け取ってもらえなかったということで、やはり預かること自体が悪いのは、その方については、当然、分からないことですし。でも、今までやっぱり預かってきたという、よくない実績かも分からないんですけど、そういった点もあるので、やはり住民の福祉の向上とか、

その他もろもろ考えると、例えばですけれども、今のところ、区の事務員に対しては、週に2日しか出ていないのが現状です。その月曜日と、例えば木曜日に、その日に預けられる人はいいんですけれども、それ以外のことについては、どうしてもやはり週2日しかおられないというのが現状ですので、例えば、なかなか難しいことと思いますが、午前中、今の補助金というか交付税の特交の方を使いまして、1人、区の、いわゆる職員を増やすような形で常駐をするとか。

あと、もしくは、私が思っていたのは、職員がお金を預かるのは確かに駄目だと。それは、もう3年前のときに第三者委員会でも指摘があったので、もうそれは仕方ないこととしても、例えばその預かり証などを切って、そのお金を、職員が預かったというのではなく、あくまでも預かり証などを切った上で、区の別の金庫の方に保管しておく。その説明については、事務員が今常時おらないので、また区の方からきちんとした領収書をお渡しするので、預かり証で申し訳ないんですけれどもという形でちょっと預かれないかどうかなというところの、ちょっと配慮もいただけたらなと。

その間にいろいろと話をしながら、最初はやっぱりお金を預からないというのが確かに今の現状だと思いますので、ただ、やっぱり今まで預かっていたものが預かれないというところに、区民からの苦情もかなりあるのが現状なので、その点については、何か配慮ができないか。今言った私の提案もふまえて、いや、それも無理というのであれば仕方がないとは思いますが、一応できるかどうかをちょっとお聞かせください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今回の課題につきましては、区長さんと十分協議をして進めようとしておりますので、ただ、一面的にそんなものを変えたとか、迷惑をかけているという現象面だけ、もうこの間、センターの職員ともしゃべらせていただきましたが、地元住民さんには丁寧に対応しているということも事実でありますし、その行き違いについても、区長さんと区の三役になるかもしれませんが、おさらいをしながら、今後のよくなる方向への展望を開いていくという方向で調整をさせていただくということ。もうこれは区長さんにも申し上げておりますので、その辺でご了解いただきたいと思います。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 今回の質問は、何も行政の中と呉竹区の住民の感情をあおるものでもなく、冷静に判断して、このまま双方がいろんな思いを胸に抱いたまま、もしかしたら先ほど言っている思い違いや、例えば言葉のかけ違いにより、話合いや説明がされぬまま、このまま1年争う姿勢になるのはよくないと思い、どうすればお互いが協力して呉竹地域総合センターの運営をよりよいも

のにできるか、いま一度見つめ直す、私は機会が訪れたのではないでしょう
かと思っております。

平成２２年の７月に、当時の町長である北川豊昭町長が「差別のない、明
るい未来へはばたこう」という願いから、愛称は「はばたきの館」と命名さ
れたと。新しい呉竹地域総合センターが完成したという、そういうことを話
されていました。

今の呉竹地域総合センターを見てみると、明るい未来へはばたくどころか、
何かちょっとぎすぎすしてしまって、つばさが折れてはばたくことすらでき
ない、そういう現状にあるのかなと思います。

やはり行政と区民とが手を取り合って、何度も言いますが、行政の側面的
な補助の下、やはり呉竹区民の自主性が向上できるように、そこにやっぱり
注力していただいて、何もかもやっぱり手を貸すというのではなく、そこで
力を合わせて運営していただけることを願って、この質問を終わらせてもら
いたいと思います。

次に、地域包括支援センターについて質問させていただきます。厚生労働
省は、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年をめどに、要介護度が高く
なっても、それまで長く住んだ地域で、その人らしい毎日を最後まで送れる
よう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括
ケアシステムの構築をめざしているそうです。

この中核となるのが地域包括支援センターですが、今回は、その地域包括
支援センターの現状と課題を取り上げるべく、一般質問をさせていただきました。

まず初めに、この地域包括支援センターとはどのようなものか。役割とそ
の活用方法、利用条件なども併せて見解をお答えください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** 地域包括支援センターとはということでございますが、
保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケア
マネジャーでございます、の専門員配置し、町内で生活する高齢者やその家
族が健康を保ち、安定した生活を送ることができるよう、必要な援助を行う
ことを目的に設置、運営を今、しているところでございます。

その役割の３職種でございますが、保健師ならびに看護師につきましては、
町内の高齢者が要介護や要支援状態にならないように実態を把握すると、介
護予防を実現するための業務を行うというものでございます。

また、社会福祉士につきましては、高齢者やその家族の様々な相談を受け
て、必要なそのサービスにつなぎまして、高齢者虐待の防止や権利擁護事業
により、安心して暮らし続けることができるように支援をするというもので

ございます。

3つ目の主任介護支援専門員は、地域のケアマネジャーが抱える困難事例の指導・助言を含めた支援を行い、継続的に在宅医療や介護を受けることができるように関係機関との連携や協力体制をつくり、高齢者や家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるように調整をするというものでございます。これが3職種の主なことでございます。

活用方法でございますが、地域包括支援センターにつきましては、介護を必要とする方だけではなく、その家族の方でありましたり、65歳以上の一般高齢者の総合的な窓口としても利用できるというものでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、本町における地域包括支援センターの現状と課題についてお聞かせください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** 地域包括支援センターの役割を果たすために、先ほど言いました3職種の配置が必要ということになります。ただし、第1号被保険者、300人未満については、社会福祉士または主任介護支援専門員のいずれかの配置が義務づけられているというところでございます。今後、さらなる人口減少や高齢化が進む中で、深刻な高齢者問題に対応できるように、専門的な人員の確保が必要でありまして、その3職種が、それぞれの課題や役割を果たすということが課題ということでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 本町においては、高齢化率も高く、成人病や人工透析を受けている方も多い中、できるだけ健康で長生きできるように取り組むことが国保や介護保険料を引き下げられる手段になるので、地域包括支援センターの役割は非常に重要だと思うが、本町だけでなく、先ほど、中村課長も言われたように、どこも人材不足や業務過多で機能していないのが現状だと思います。

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、介護予防支援、権利擁護の業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、在宅医療、介護の連携、認知症の初期集中支援システム、いわゆるオレンジフェイブですね。認知症の地域支援推進員、生活コーディネーター、地域ケア会議の開催など、本当に多岐にわたり人材が不足しているのが現状だと思います。

ケアマネジャーもいない中、今年度で所長の方もいったん定年を迎えられるので、後進の育成も含めて、地域包括支援センターの役割を考えると、今後、この現状と課題を念頭に置いて、ちょっと次の質問に入りたいと思います。

本町として、今後の地域包括支援センターを、どのような位置づけを検討

しているのか。近隣では直営ではなく委託も多くなっているが、その点の見解をお答えくださいということで、私、当初の一般質問の通告書を出したときに、一応、町長にも、トップとして、今の地域包括支援センターの役割、もちろん知っておられると思うんですけども、どういう位置づけにあるかという点で、一応、町長の方にもお答えいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 今、第1問目の質問に、保健福祉課長が説明しました。ただ、多岐にわたる業務ということと、それから、その業務を、多くの業務を順調にこなしていくということがやっていけないと、今おっしゃいました国保や、あるいは介護保険の会計に苦勞する、あるいは健康な老人づくり、私は健康づくり運動と言っているんですけど、その方が全ての方に早道になるということをお願いしていますので、国保事業にしても、介護保険事業にしても、保険と健康事業、医療というのを一体的にやらないといかんという指針でありますので、できるだけその包括センターが地域のニーズに合った業務がこなせるように。

ですから、他の業務も同じなんですけど、委託やから駄目、正職でないと駄目ということではなしに、業務本位で、それはいい方法はいかにあるべきかということが業務の基本になってくるんじゃないかなというふうに思います。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** 地域包括支援センターは地域住民の保健医療の向上および福祉の向上を包括的に支援するというのが重要ということでございます。いつまでも高齢者が元気に楽しく住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らしをサポートする必要があるというところで、今後は、様々な専門的な方や専門の機関と連携をして運営をしていくということも考えていくということでございます。

委託の状況でございます。滋賀県内19の市町で55カ所の地域支援センターが設置されており、そのうち29カ所が委託をされておられるというところでございます。6町につきましては、全て委託はされておらず、直営ということで運営されておるところでございます。

委託の議論につきましては、甲良町地域包括支援センター運営協議会においても議論をいただいております。顔の見える関係ができている小さな町で外部委託することはサービスの低下につながる可能性が高く、高齢者に死を迎えられるように直営の包括支援センターを機能してほしいというようなお話をいただいているところではございます。ただし、先ほども言いますように、人材の確保の観点からも、全てが直営ということではなく、人材確保

からも、委託も検討するということは必要ということも考えております。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 先ほど、中村課長の方からも直営と委託についての話をされましたが、地域包括支援センターの現状で、少し前の統計になりますが、全体の統計でいくと直営が35.4%、委託が約65%だそうです。委託の中でも特に、社会福祉法人の割合が約34%、続いて、社会福祉協議会が約12%になります。

この数字だけで見ると、やっぱり本町も委託に移行するのもありかなと思われる方もいると思いますが、先ほど、中村課長も言われたように、社会福祉法人などに、例えば委託をすると、どうしてもその委託業者が有利になるような運営がされることもやっぱり多々聞きますし、様々な問題を持つ甲良町においても、何とか人材確保等、やはり業務を見直して、ただし、やっぱり先ほど、私もお話をさせてもらいましたが、非常に業務過多になっているというのは事実なので、どの部分を、例えば一部委託できるものは委託するというのも、全体としては直営でいいと思うんですけども、業務の方を、もし人材がどうしても集まらないということであれば、ちょっと臨機応変にそういうことも検討に入れるべきではないでしょうか。

次に、地域包括ケアシステムとはどのようなものかお聞かせください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けていくことができるように、医療でありますとか、介護・予防・生活支援を一体的に提供し、必要とされるサービスを切れ目なく提供することで、地域に住む高齢者を支えていくというのが、ケアシステムでございます。

地域包括ケアシステムには、公的なサービス支援の共助と公助だけではなく、自分の力で問題を解決する自助でありますとか、住民が互いに助け合う互助による支えも必要と言われているところでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** そこで、本町における地域包括ケアシステムの構築のプロセスと、現状と課題についてお聞かせください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** 地域包括ケアシステムを構築する計画としまして、3年ごとに、今年度、改正のときでございますが、高齢者の実態やニーズを調査し、高齢者保健福祉計画を策定しておるところでございます。今年度は、先ほど言いました改定の計画の作成中でございます。また、多様な職種や機関が連携して甲良町地域ケア会議を開催しまして、個別の事例を通して地域の共通の課題や社会資源を具体的に検討しまして、サービスの開発と地域づく

りを検討していきたいというふうに考えております。

現状としましては、今後さらに人口減少と高齢化が進み、財源の確保も難しくなる中でございます。公的なサービスだけではなく、地域住民の声かけや見守りなどの支援の事業の自助でありますとか、互助が果たす役割を実現するためにネットワークづくりをするということが必要であり、課題となっているところでございます。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 中村課長の答弁と被るところもあると思いますが、先ほど言われたように、2025年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していかなくてはならないと思います。

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の1つにPDCAサイクル、よく言われるプラン・ドゥ・チェック・アクトの4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善されていることと思いますが、特に、私は個人的な見解であります、やはり、そこに地域リーダーの発掘とボランティア等による実務が必要かと思われま。

特に、甲良町においては、NPO法人などボランティア団体、ボランティアの方は各種団体ありますが、なかなか地域の、個人でトップになれる人材はいるようでいないというのが、すごい現状だと思います。そうしたところで、やはり行政サービスのみならず、やはりNPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが今、大切なんじゃないかなと思います。

特に、甲良町においては、何度も言いますが人材不足もあり、そしてやっぱり行政の財政的な面についても、どうしてもここまでやりたいと思っても、なかなか財政難の甲良町においては、そこが非常に難しいのではないかと。そうしたところによると、やっぱりそのボランティアのリーダーですね。リーダーを育成して、それが代わりになって、またほかの別の補助金等を取れるところもあると思いますので、行政は、あくまでそこをうまいこと構築していくという、先ほど中村課長もおっしゃっていましたが、うまいこと連携を取れるところに注力していく方が、よりよい地域包括ケアシステムになるんじゃないかなと思います。

最後に、自治体ごとに異なる工夫が必要と思うが、本町としての取組をお聞かせください。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 高齢者がいつまでも生き生きと、生きがいを持って健康的な生活ができるよう、生活習慣病の重症化予防を基本とした健康づくりが

実践できる環境をつくるでありますとか、生涯現役で働ける場を確保し、元気な高齢者を増やしていくというところが重要というふうにも考えております。

また、ひとり暮らしの高齢者のみの世帯がより一層増加することが予測される現状の中でございますが、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域づくりをみんなで連携をしていただくと。私どもの事業でいきますと、緊急通報システムや外出支援、または安心見守りネットワークなどに取り組んでいく、また今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 今回の地域包括支援センターの質問については、行政としての方向性と現場の思いというのが、私もたまたま今、保険の代理店の仕事をしているので、そういった介護サービスの事業等の業者も、たまたまこの甲良町内にも、何人かのお客さんもおられるので、ちょっと現場のそういう思いとかいろんな話を聞いていると、やっぱりちょっとこう認識の違いとか、他の市町村に比べて、ちょっと今、甲良町、弱っているなというのをそれとなく伝えてこられることも多いので、何とかやはりこの地域包括支援センターをもう一度立て直して、甲良町単独ですするというのは非常に大変なことだと思うので、周りの理解とか協力等、うまいこと連携のシステムを構築しながら、どのような形態で今後、地域包括支援センターを運営していくのがいいのか、模索できないかなと思って一般質問をさせていただきました。

2025年問題はもう既に始まって、もう待ったなしで訪れています。早急に高齢化社会に対応すべく、本町においても知恵を絞って取り組んでいくべき課題だと思いますので、ぜひ最善策を検討して、やはり先ほども中村課長も言われたように、やっぱり町民の皆様がいつまでも元気に明るく、やっぱり住み慣れた地域で暮らし続けるための制度をやっぱり確立してほしいなと思います。それがやっぱり幸福にもつながっていくと思いますし、今、このコロナの大変な中、なかなかそういった活動も難しいと思いますが、何とか皆さんで知恵を振り絞っていただいて、やっぱり町民の健康づくりに一役買っていただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○阪東議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、議長の許可が出ましたので、本日最後になりましたけども、質問に入らせていただきます。

まず、新型コロナウイルスに関してですけど、現在、国そして町でも喫緊の課題というのは新型コロナウイルスをいかに拡大させないか、そしてコロナ禍のもとで、経済を含めて以前の生活を早く取り戻す、これが重要なことだと思っています。1日も早い終息を願って質問に入らせていただきます。

1番目として、今年の猛暑というのは記録的で、隣の東近江市、ここでは、たしか20日だったと思うんですけども、体温をはるかに超える39.2度というとんでもない暑さがありました。一方、海上を見てみると、海水温が30度Cを超えて台風が発生しやすい、そういった状況があります。

このところ、台風は近畿地方を直撃はしていませんが、台風8号、9号、10号と立て続けに九州地方に接近しておるといような状況が続いております。新型コロナウイルス禍の下で、風水害、そして地震も含めてですけども、こういったところで避難所開設という可能性があります。3密を避けて避難所開設をしていく必要があると思うんですけども、その計画をお聞きしたいと思います。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 台風の関係で、風水害の際に開設する避難所では、3つの密が重なりやすくなるという状況になりますので、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなると想定されます。

本町では、滋賀県が作成している新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインというのがありますので、それを参考にして対応していくことを考えております。

まず、総合受付の前に事前受付を設けて、濃厚接触者や発熱者、体調不良者を専用スペースに案内することで感染症対策に努めると。事前に、事前受付があって、そこでまず分かれてもらうというようなことをまずやろうかなと思っています。

それと、居住スペースについても、世帯間の距離を一、二メートル空けて避難してもらおうかなと。あと、パーテーションを利用して、飛沫を防ぐことなどをこの秋からやっていきたいなというふうには思っていますし、定期的な換気や、衛生対策の徹底に努めていきたいなと思っています。

あと、多様な避難として、今までは避難所に集まるだけのイメージでしたが、例えばですが、自宅の安全な場所、垂直避難ですね、や安全な親戚や知人宅への避難の呼びかけなども考えておりますし、避難時のマスクや消毒液、体温計なども呼びかけております。

基本的には、避難所における感染対策の基本的な取組をこのようにしますよというのを、甲良町民に向けてのチラシを今作成していますので、それが

できたら配布しようかなとは思っております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 県の方がマニュアルを作っているというのは理解しているんですけども、町民にチラシを配るという、それもいいんですけども、職員がまず徹底して、理解して、すぐに動けるようにということで、指導の方をよろしくをお願いします。

今までの経過を見ていると、それほど沢山の避難者というのは出てないと思うんですけども、今後、ちょっと人数が多くなったとき、今までは公民館と福祉センター、両センターだったと思うんですけども、それに加えて、小学校、中学校の体育館、この辺も十分利用していただいて、密にならないようにという方向で考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、町の避難所の前に、各字では一時避難所というのを公民館に指定されているところがほとんどだと思います。おそらく、同じような注意事項なり、マニュアルが必要だと思うんですけども、実際、町から各字への指導ですね。配るということだったんですけども、特に、区長になるとは思うんですけども、公民館に対して、こういう注意をせよというところの指導は行っていると思います。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 8月11日に、まず区長会がありまして、そこで、当然コロナの話をする、この避難所の話が出てきまして、区長さんの方も大分興味を持たれているようで、この議論は出ています。その後のまちづくり協議会でもこの話が出ていました。

結局、町の方も、まず県のガイドラインがこうですよというふうな説明もさせてもらったんですが、区民を対象にということなので、そんな分厚いものをもってもあれなんでということで、チラシを作って用意してほしいというようなことと、あと、マスクなり、体温計なりを町の方で幾つか用意してほしいというような、ちょっと話もありましたので、6月の補正予算で予算を見ていただいていますので、早急にそれを各区の方に配布させてもらうというようなことを約束した次第であります。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。その辺、避難所開設がないというのが一番いいんですけども、万が一そういうことをせざるを得なくなったとき、うまく運営できるようによろしくお願いします。

次へ行かせてもらいます。先ほどの質問の中で、教育長の方から学力が少し伸びたよという話を聞かせていただいたんですけども、ありがたいことだと思うんですけども。新型コロナウイルス禍によって、小中学校の夏休み、

これは短縮されております。それと、昨年の年度末、これも少し短くなっております。ということで、各学年のカリキュラムが消化し切れてないと、夏休みを短縮しても消化し切れてないのと違うかというように私は思っております。

現在、学習の遅れ。この学習の遅れというのは、相対的な遅れじゃなしにカリキュラムの遅れというところで、問題がないかどうかというところは、いかがでしょうか。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 夏休みの短縮で、15日間の授業を確保しております。また、中学校におきましては、土曜日の授業を5日間行っております。そのほか、学校行事の中止や縮小で生じた時間を授業に活用しております。また、県教育委員会より、各教科の学習の回復モデルが示されておりますので、それも参考にしながら、学習内容の重点化を図り、効率的な学習を進めているところでございます。今のところ、今年度中に各教科の履修が終わるように授業計画を立てさせていただいております。

なお、甲良西小学校につきましては、7月に臨時休校を行いましたので、冬休みを短縮して、学習の遅れを回復する予定でございます。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ということは、今のところ、短縮はせざるを得ないんやけども、カリキュラムは何とかなりそうやと、ぎりぎりのところでということでしょうか。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 現段階で申しますと、今のところ、今年度中に終われるということをご各学校から聞いております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

ただ、ちょっと気になるのが、中学3年生。中学3年生というのは、やっぱり次の高校へ進学するというところがありますので、この中学3年生に対しては重点的に教育のフォロー、この辺を当たっていく必要があると思うんですけども、特に中学3年生に対しての対応、考えておられること、何かございますか。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 中学校3年生については、高校受験を控えているということで、中学校が土曜日に授業をされたのも、その一環でございます。また、10月からは学生チューターを募集しまして、放課後に子どもたちへの補習等を行う予定でございます。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 中学３年生という節目なので、今後の人生によって、また大きく変わってくところですので、この辺、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

その辺のところをお願いします、お願いしますなんですけども、これ、ひょっとして、コロナ禍で先生に負担が行っていないかなというのは、逆に心配なんですけどね。その辺はいかがでしょうか。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 先生方につきましては、やはり今まで以上にコロナの感染防止対策を徹底しております。その加減で、やはりふだんと比べますと、そこに消毒の作業があったりとか、いろいろな面、またカリキュラム、先ほど議員が心配していただいたように、終わるようにカリキュラムの組み直しをしたりということで、先生方の負担というのは多くなっているのは現実でございます。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 消毒に関しては、県か国か忘れたんですけども、補助があるように聞いておりますので、ちょっとその辺、調べていただいて、先生方だけに負担がかからないようにということで、フォローをお願いしたいと思います。

続きまして、防災訓練関係になりますけども、今年度の防災訓練というのは中止になりましたけども、数年前から提唱されておりますけども、ＩＣＴを活用した防災、この辺を推し進めていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、ＩＣＴの意味ですが、情報通信技術ということで、パソコンだけでなく、スマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称のことです。これを進めてはどうかということでもあります。

現在、町の方では、防災情報についてはホームページや一斉配信メールを行っておりますし、また、Ｌアラート。Ｌアラートといいますのは、テレビのｄボタンを押していただくと、災害情報が流れたり、甲良町の避難所が出たりするようなことです。それにも取り組んでいますし、防災行政無線等で状況に応じた様々な情報発信手段を整備しております。近年につきましては、ＳＮＳが急速に発達したことも影響し、災害発生時においても、ＳＮＳ経由で防災情報や被災報告など、膨大な情報が発信されております。

甲良町においても、令和元年１２月にヤフー株式会社とインターネットの特性を活用し、防災情報や避難所の開設情報などをＹａｈｏｏ！防災アプリ

を通じまして配信できる、災害に係る情報発信等に関する協定を締結したところであります。防災情報以外にも、新型コロナウイルス感染情報等も発信しておりますし、また、来年度におきましては、LINEを活用した情報発信ができるよう、県と今、連携して整備をする予定もしております。

町として、今後、ICTを活用した防災を進めるために、今、情報収集なども行っているところであります。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 先日、区長会でいろんな防災の関係の説明もされたと思うんですけども、今、おそらく各字の防災責任者というのは区長さんが兼ねているかなと思うんですけども、情報が区長さんに確実に届くように、先ほど話にありましたスマホで一斉連絡をするなり、その辺のところは、先日の区長会では連絡をしたのか。そして、そういった一斉メールのシステムがあるのか。その辺はいかがでしょうか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 この前の区長会では、ちょっと具体的な、そのようなところまではできておりません。この間の区長会につきましては、今言われたように責任者が実際、区長さんやということで、それを通称、今、自主防災組織というふうに呼んでいますので、まず自主防災組織をつくってくださいよというようなことで、できている在所、できていない在所、温度差がありますので、そういうところを、規約をつくってやっている在所の事例を出したり、ここの在所はこういうことをしていますよというような情報提供だけでありまして、まだ具体的に区長さんとラインで結ぶような行為は、まだできておりません。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そういった組織というか、各字の規定なり、まとめたものは全て、私、あると思っていたんですけど、ないところもあるんですか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 結構、どちらかというところ、すかっとできていない方がまだ多いんじゃないかなというようなことです。できていて、実際、それに基づいて、今、訓練されている集落もありますし、できたら、町としては、まずそういう組織をつくっていただいて、自らの命は自ら守るという視点で、まず集落でそういうような動きをしてほしいなということで進めておるところです。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 はい、分かりました。その辺も含めてうまく指導の方を、うまく回るように指導の方、よろしくお願いします。

続きまして、次に行かせてもらいます。先ほど、建部議員から、若い人に対しては情報がうまく届いていないという話がありましたけども、私、ちょっと視点を変えて、甲良町内で、日本語が不自由な外国人が住んでおられる、もしくは労働されている人がいると思います。彼らに対して、防災意識の向上とか防災情報の伝達、これが今後、必要になってくると思うんですけども、その辺の計画というのは、現在あるでしょうか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 各言語ということで、いろんな外国の方がおられますが、企画監理課としては、滋賀県情報として閲覧していただけるように、滋賀県国際協会を通じまして、滋賀県の広報なんかを窓口で設置していこうというふうになっております。ただ、防災に関しては、ハザードマップなどの作成を今後してまいります。その際に、英語訳などができればいいのかなというふうに考えております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ちなみにですけども、甲良町在住で外国籍の方は何名いらっしゃるといえるのでしょうか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 今、外国籍の人数としましては73名いらっしゃいます。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 この中で、全てが全て日本語が話せるということではないと思うんですけども、片言でも話せたらいいんですけども、通じないという方はどのぐらいの割合になるのでしょうか。大体で結構です。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 一応、転入とか転出のときには必ず通訳の方が来られていますけど、ほぼ片言の方が多いです。ただし、日本人の方とご結婚されている外国籍の方、いらっしゃいますので、そういった方の場合は結構、日本語ができます。

実際、住民課の窓口にもポケトークを置きまして、必要あらば翻訳機でお話をさせていただくような、というふうには準備をしております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 翻訳機等を使えば何とかコミュニケーションはつながるという認識でよろしいんですね、そうすると。はい、分かりました。

簡単な部分の外国の人に対するコミュニケーション、本当に簡単な部分だけに関しては、窓口でもしゃべれるぐらいの技量を持っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次へ行かせてもらいます。先日の全協でもちょっと話が出てお

りましたけども、このコロナに向けて特別定額給付金、この辺が支給されましたけども、この支給の漏れ等はなかったか、現状をお知らせください。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 特別定額給付金、10万円でございます。給付対象者、最終的には2,616件分で、6,863人が対象となっております。このうち、給付が済みしましたのが2,608件で、6,855人でございます。差としては8人ではございますが、未申請というのは、一応、5名が未申請でありました。ほかの3名については、1人は辞退、2人は死亡ということで未申請ということでございます。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、忘れていて申請漏れというところはなしというところではなかったんですね。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 全くの、1名さんについては、忘れということはないと思うんですが、何度かアポは取っているんですが、ご申請いただかなかったということです。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。きちんとしたフォロー、ありがとうございます。

それと、あと、それ以外で町独自で1万円の給付、そして、学生に対する給付、この辺のところの状況はいかがだったでしょうか。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 先日、全協でも報告させていただきましたが、まず、学生の方なんですけど、5万円、自宅から通う学生です。5万円の対象者が82名。10万円、これは下宿等で学校に通う学生なんですけど、43人いました。

あくまでも、これにつきましても、上乗せ給付金1万円につきましても、期日を8月28日までとさせておりました。今の人数につきましても、8月28日現在の人数であります。ただし、これも全協の方では報告させてもらいましたが、28日で受付終了したというものではなくて、これからも受付の方は行っていきたいなと思っております。学生につきましても、その後、1名の方の申請があります。この中には含まれておりません。

次に、全町民に対する1万円の給付でございます。この分につきましても、6月1日を基準日にしておりますが、2,612世帯で、6,848人でございます。8月28日現在で2,509世帯の申請がありました。また、人数で言いますと6,669人の申請があります。

18歳以下の子どもにつきましても、4月27日現在でございます。対象人数といたしましては1,013人。8月28日現在での申請者が1,004

人となっております。

ただ、今、全町民の1万円の給付金で、103世帯で179名の方がまだ未申請ではございますが、この中には拒否、受け取らないと言われた方、また、6月1日が基準日であります。発送は7月1日に発送しております。それまでに亡くなった独居の方も数名おられます。また、外国人の方、帰国された方も数名おられます。ただ、その整理については、今のところまだ行っておりません。ただ、今後におきましても受付の方は行っていきたいと考えております。

○阪東議長 野瀬議員。

○野瀬議員 もう少しのところなので、甲良町、手厚いフォローはきちんとしているよというところで、実際、申請はしたいんやけれども、漏れているという人のないように、その辺のフォローをよろしくお願いします。

コロナウィルスに関しては、以上で終わります。

続いて、マルゼンの関係ですけれども、8月20日をもって、町内で一番大きいスーパーであるマルゼン、これが撤退いたしましたけれども、ここは、甲良だけでなく多賀からも来店していただいたようです。買物難民という言葉が出ておりますけれども、そういった買物難民を出さないために、いろいろ対応はしていただいているんですけれども、聞くところによると、平和堂が諦めたということで、なかなか進出が進んでいないというところで聞いておりますけれども、その後の進捗、何かいいニュースがあればご連絡いただきたいんですけれども。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと歴史的経過を、当初から申し上げます。

甲良町といたしまして、マルゼンさんの進出以前の当初は、甲良町が、平成6年5月に甲良町農村活性化土地利用構想で、商工会加盟の小売店の共同出展による「せせらぎタウン アイム」という名称で共同店舗が設置をされたのが始まりでございます。したがって、そのときに甲良町商業近代化協同組合という組合を組織されましたので、今も事業主体は甲良町商業近代化協同組合という運営でございます。この店舗にマルゼンさんが進出されたのが平成19年、そして、平成25年からは平和堂グループとして事業経営がされてきました。8月20日のマルゼンさんの閉鎖によって、事業主体の甲良町商業近代化協同組合に全ての主体が戻ったということになります。

議員もおっしゃいました状況は、平和堂さんが撤退したことによって、商工会なり町も情報発信してきましたが、進出調査をいただいたスーパーさんもあるんですが、平和堂さんが撤退したということで、ちょっと皆、スーパーさんについては進出希望がないというふうな状況でございます。

それから、8月5日に、町長宛てに、代替小売店の継承を願っての、マルゼンKモール店の存続を求める1,025人の請願署名を受け取らせていただきました。そのことで、町民の唯一のスーパーがなくなったということで、今後、組合と、それから商工会、そして町もバックアップをしながら、情報収集と事業者誘致に努めなければならないというふうに思っています。

したがって、議員もおっしゃいました、ちょっとスーパーという線は非常に厳しいという状況でありますので、もう少し業種、業態を新たな方向に向けないかなのかなというのが今の状況でございます。

○**阪東議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 状況は分かりました。ただ、車がある人に関しては、彦根なり、ほかのところへ行けるんですけども、独居で、自転車しかない、歩いてしか行けないという人にとっては、ここは唯一買物ができるというところでしたので、何とか積極的なフォローをよろしくお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**阪東議長** 野瀬議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さんでした。

(午後 5時05分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に
より署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 宮 寄 光 一